

令和6年度 第2回 長野県社会福祉審議会児童福祉専門分科会 議事録

日 時：令和6年9月17日（火）

13：30～16：35

場 所：長野県庁議会棟第2特別会議室

1 開 会

（井口課長補佐）

時間になりましたので、ただいまから、「令和6年度第2回長野県社会福祉審議会児童福祉専門分科会」を開会いたします。

委員の皆様におかれましては、お忙しいところ御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。本日の全体の進行を務めさせていただきます事務局の児童相談・養育支援室の井口でございます。よろしくお願いいたします。

当分科会は、社会福祉審議会及び児童福祉専門分科会の規定によりまして運営が行われますので御承知おきください。取材を希望される報道機関の皆様方におかれましては、会議終了後、午後4時半の予定ですけれども、事務局にて対応いたしますので、そのままお席か、もしくは外の廊下で待機をお願いできればと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは会議に先立ちまして、県を代表いたしまして、こども若者局長、高橋から御挨拶を申し上げます。

2 あいさつ

（高橋こども若者局長）

こども若者局長の高橋寿明です。専門分科会の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、お忙しい中御出席をいただきまして誠にありがとうございます。

本日は、今年度第2回目の分科会の開催となります。次期計画の骨子案などについて説明をさせていただくとともに、里親・ファミリーホームへの委託率など、各項目の主な評価指標、目標値につきましても議論を行ってまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

県におきましては、6月の分科会終了以降に、「パーマネンシーをめざす施策と実践」「こども家庭センターにおける取組」「施設の多機能化・機能転換」をテーマに三つの研修会を開催いたしまして、計画策定に向けて、施設職員や里親の皆様、市町村や児童相談所の職員など、社会的養育関係者の意識の情勢や各種取組の強化、さらに先駆的な自治体の取組の共有を図るなど、積極的に準備をしてまいりました。

さらに来月10月以降は、10圏域での地域懇談会や各施設でのヒアリングを行うこととしておりまして、それぞれの地域や施設が目指す姿を共有して、子どもたちにとってより

よい計画となるように進めてまいりたいと考えております。

委員の皆様には、それぞれのお立場から忌憚のない御意見をいただきますよう、改めてお願いを申し上げ、開会の挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

(井口課長補佐)

ありがとうございました。高橋局長ですけれども、所用にてこれにて退席をさせていただきますので御了承ください。

(高橋こども若者局長)

すみません。

(井口課長補佐)

それでは、引き続き進めさせていただきます。

本日の分科会の成立について御報告申し上げます。本日は、専門委員7名のうち7名全員の皆様に御出席をいただいておりますので、分科会運営要領第5の1の規定によりまして、本分科会が成立していることを御報告申し上げます。

また、本日の御出席者、専門委員、それから特別委員、若者委員の皆様の名簿に関しましては、資料として御配付申し上げますので、自己紹介等は省略させていただきますが、御確認をいただければと思います。

なお、若者委員の唐木委員は、本日所用により御欠席ということですが、渡部委員は今向かっていらっしゃいます。特別委員の島岡委員も、今向かっているものと思いますので、先に会議を進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひをいたします。

それでは、会議事項に入る前に、会議資料の確認をお願いいたします。今申し上げた出席者名簿と次第をお配り申し上げます。資料として、資料1、資料2、いずれもカラー刷りの横、縦のものをお配りしております。それから資料3-1、3-2ということで、いずれもカラーの横刷りのものをお配りをしております。

参考資料として、それぞれ厚い資料になりますけれども、参考資料1、参考資料2、それぞれ実態調査の単純集計の結果と骨子案ということでお配りをしておりますので、御確認をいただければと思います。

特に、資料の不足等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

なお、本日の会議ですけれども、記録の正確性を期す観点から審議内容を録音させていただきますので、御了解ください。マイクは、こちらでできる限り円滑に議論が進むよう回させていただきますと思っておりますけれども、もしマイクが回ってこないような形の中で御発言されるようなときもあろうかと思いますが、その際は、できるだけ大きな声で、全体に聞こえるような形で御発言いただければと思いますので、御協力のほどよろしくお願ひ申し上げます。

3 会議事項

- (1) 長野県社会的養育に関する実態調査（アンケート調査）の結果について
- (2) 次期長野県社会的養育推進計画骨子案について

(井口課長補佐)

それでは、これより会議事項に入ります。上鹿渡分科会長に審議の進行をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

(上鹿渡分科会長)

ありがとうございます。皆さん、こんにちは。今日もよろしくお願いいたします。

まず、議事を始める前に、本日の議事進行に関わって一つ確認をさせていただきます。本分科会は、議事録、資料を含め原則公開により開催することとしております。よろしいですか。

<「異議なし」の声 >

(上鹿渡分科会長)

ありがとうございます。

それでは、会議事項の(1)「長野県社会的養育に関する実態調査（アンケート調査）の結果について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

(筒井係長)

児童相談・養育支援室の筒井と申します。よろしくお願いいたします。

私のほうから、実態調査の結果の概要について説明をさせていただきます。座って説明をさせていただきたいと思っております。

資料1をお願いいたします。

前回の分科会でも説明させていただいたのですが、後期計画の策定に向けた当事者からの意見聴取という取組の一つといたしまして、被措置児童の生活状況ですとか、保護者への支援状況、施設等職員の支援の状況、こういったものを定量的に把握するというところで、長野県社会的養育に関する実態調査といたしまして、今年の6月から7月にかけてアンケート調査を行ったところでございます。

調査の概要については、上のほうの緑色で囲った箇所に記載をしております。施設の皆様や里親の皆様、あと児童相談所等にも御協力をいただきましてアンケートを実施することができました。この場をお借りしまして御礼を申し上げたいと思っております。ありがとうございます。

先日、単純集計の結果がまとまったところでございまして、結果については参考資料1ということで、後ろのほうに具体的なアンケートの項目についても配らせていただいております。また、お時間のあるときに御覧をいただければと思っております。

また、今後の計画策定、計画の原案をつくっていくというところに向けたデータとしても参考としていきたいと考えておりますけれども、このアンケートの対象者と設問がかなり多岐にわたっているということで、今日お配りした参考資料1もかなり大部なものに

なっております。ほんの一部にはなりますが、今日ここでお示しをしたいというところまでございまして、資料1をつくらせていただいた次第でございます。

まず、「結果の一部」ということで、下のほうのオレンジ色の線で囲ったところですが、小学生以上の被措置児童に向けたアンケートの結果の一部としまして、家族との今後の生活についての思いというのを今回出させていただきました。結果といたしましては、およそ半数以上のお子さんが家族との生活復帰を望んでいるという結果が出てきたところでございます。

例えば、その施設や里親家庭での措置年数との関係といったものも見ていかなければいけないかとは思っているんですけども、家族関係の再構築ですとか、パーマネンシーの保障、こういったものためのケースマネジメントのあり方を考える際の参考にできるのではないかと考えているところでございます。

もう一つ、小学生以上の被措置児童向けの調査というところで、その下のほうに問31ということで載せております。「おとなになっても困ったときに助けてもらえると思うおとなの人がいるか？」という、これもパーマネンシー保障の観点で設けたものになります。「いる」という回答が6割を割る結果となっております。

実はこのアンケートとは別に、県のこども若者モニター向けの調査を実施しておりまして、基本的に在宅のお子さんですが、同じ内容の設問を出したところ、「いる」という回答がおよそ8割という回答で、一定の差が出ていると見ているところでございます。

次に真ん中のところ、小学生以上の一時保護児童に向けたアンケートも行いまして、その一部として、「一時保護の生活で、どんなことがつらかったり悲しかったりするか？」という設問を今回つくって調査をさせていただいたところです。

結果として一番多かったのが、いわゆるスマートフォンやタブレットが使えないということでした。もちろんその子どもが保護者と連絡ができないように切り離してアセスメントをする必要があったり、ぐ犯のようなお子さんが外部と連絡ができないようにするといった理由などもあるかと考えているんですけども、子どもにとってこのスマートフォンやタブレット等が使えないというのは、一定程度ストレスになっているという結果がうかがえるかと思っております。

その次に一時保護のお子さんで多かった回答が、学校に通えない、友達に会えないといったことで、一時保護をされているお子さんの通学などの学習権の保障なども、一つの課題となっていることがうかがえる結果と考えているところでございます。

そして資料の右側に移りますが、措置解除後おおむね10年以内のケアリーバーの方に向けた調査としまして、「今後利用したいサポートやサービスがあるか」といったところの結果をお示ししております。一番多かったのがこの31.0%という「利用してみたいサポートやサービスがない」というものでした。この結果をどう捉えるかというところではあるのですが、本当に困っていないというものもあるかと思いますが、漠然とした困り事はあるけれども、どのサービスにアクセスしていか分からないということもあるのかなと見ております。ここの結果の捉え方について、委員の皆様のお意見を伺いできればと思っております。

それを除きましては、多かったのは住居や食事、金銭面といった生活面のサポートで、やはり一定数のケアリーバーの方が生活面で苦労している様子がうかがわれるかと思っ

いるところでございます。

以上、非常にごくごく一部のところではあるんですが、アンケートの結果を説明をさせていただいたところでございます。

先ほど申しあげましたように、全体は参考資料1としてお配りをしております。また、結果については、来年2月を目途に分析を進めていきまして、報告書という形でまとめる予定で考えております。

また、その分析について、こういう分析をしたほうがよいのではないかといった御意見があればいただければと思っております。

以上で、実態調査の結果の概要についての説明とさせていただきます。

(上鹿渡分科会長)

ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明について質問や御意見等ありましたらお願いいたします。

川瀬委員、お願いします。

(川瀬副分科会長)

一時保護でスマホやタブレットの件が出ましたが、やはり、つつじが丘学園で一時的に預かるお子さんも、一番最初に「携帯は使えますか?」「スマホ使えますか?」と言うことがあるんですね。あるいは学校が貸し出ししているタブレットを使って友人に相談をして一時保護に至った経過も実際にはあって、そういうことからすると、今言われたように、子どもたちにとっては結構死活問題で、今、子どもたちの安全を守るための行動制限も含めてどう捉えるかという問題はあろうかと思えます。

ただ、もっと細かく見ると、そういった子どもたちにも使える状況であったり、あるいは一時保護所や児童養護施設のWi-Fiの設備等々の環境の課題もあろうかと思えますので、そういったことは一定程度当たり前のものとして考えつつも、使用の制限であったり、あるいは工夫であったりということは、このアンケートを見ると考える余地はあるのかなと思っております。

それと、その次の退所後10年以内のサポート等が必要ないとか無回答も含めて、これはその後大人になったときの、子ども食堂もそうですが、生活困窮に至る、その関係になる対象の世帯もそこに結びつくことができなかつたり、あるいはその制度を知らなかつたり、あるいは、新型コロナの予防接種も通知は来たけれども、読み込んで理解がなかなかできなかつたりということがあつたんですね。従いまして、こういったことがないからいいということではなくて、そういう方にどうつないでいくかということが大事で、同時にやはりコミュニケーションが苦手な子どもたち、またそこから家族をつくっていく成長発達の度合いもあろうかと思うので、その辺はすごく丁寧に、あるいはどのようにしたら届くことができるかという観点で、ここは見るべきかと思っております。以上です。

(上鹿渡分科会長)

ありがとうございました。今のは意見ということによろしいですか。

(川瀬副分科会長)

はい。

(上鹿渡分科会長)

ありがとうございました。

いかがでしょうか。ほかに何かございますか。少し考えていただいている間に、私のほうから行きます。おっしゃってくださった一時保護所におけるデータというのは非常に大事だなと思いました。スマートフォン、タブレットが使えないというのは、いろいろな施設のルールの中で禁止されたり制限があったりというところで、それが基で行きたくないとか入れないという方がいるので、ここをどう考えていくかということは取り組まなければと思います。もし対応が難しいのであれば、納得のいく理由だとか、期間を限定するとか、そういうことも説明が要ることだと改めて分かったかなと思います。

あとは学校に行きたい子、行ける子は行けるようにするということがとても重要だということも改めて分かったと思いました。

さらに、小学生以上の被措置児童に向けての質問で、パーマネンシーの観点で、「困ったときに助けてもらえると思う大人の人は今いるか」と聞かれて、一般家庭の措置されていない子どもに聞いたら8割ということの下。2割ぐらいは助けてもらえると思う大人が「いない」とか「分からない」という答えだったので、実際の数字は見えていないのですが、そう思いました。

長野県は子ども若者の自殺や不登校が多い県だと思いますが、そういう意味では、一般家庭の子どもの状況を見るという意味でも、ちょうど比較する対象に置いていると思うのですが、社会的養護にある子どもの状態を見るだけではなくて、もしかしたら一般家庭にいる子どもの状態を見ていくという意味でも、有用なデータになるのではないかなということも思いました。

子どもにとって大事なことは同じで、ずっと一緒にこの人はいてくれる、一緒にいてくれると思える人がいるかどうかというのはとても大事なことだと思います。ほかにも社会的養護のもとにある子どもの状況を捉えようと思っていたのだけれども、一般家庭でも実は同様の傾向が見られるというようなことがもしあれば、そこは特に考察等と言っていただくといいのではないかなと思います。社会的養護ではなくて、社会的養育の体制をしっかりつくっていかうという中では、今回の調査が長野県の全てのこどもに向けてもなされているということは非常に大事なことで、その一端が先ほどの問31で見えたのかなと思いました。今後の分析等でまた意識していただけたらと思います。すみません、長くなりました。

ほかにいかがでしょうか。先ほど事務局のほうからも、問33の一番になっている31%の利用してみたいサポートやサービスがないという答えですが、これをどう考えたらいいかという話がありました。もし若者委員のほうから、一時保護に関してもですが、何か思うことがあれば、このあたりで御意見をいただけるといいかなと思います。特になければお答えいただかなくてもよいのですが、いかがでしょうか。

渡部委員、お願いします。

(渡部委員)

事務局からも、本当に困っているわけじゃない人もこの中に含まれていたらというお話もあったと思うんですが、どこまでのことを頼っていいのか、どこまでのことは自分でやらないといけないのかという判断ができなかったり、判断をせずに自分でやっていくんだと思って、そもそも措置を解除した段階で思っている人も多いのかなと思います。自分も含め周りの同じ年の子たちの話を聞くとそういう印象があるので、やはり一番多い回答の中には、本当は困っているけれども困っていないと言ってしまう人が絶対にいると思うので、措置をしてもらっている段階で、困ったときはこういうところがあるということが分かったり、利用してもいい、頼ってもいいというのを本当の意味で理解できるような環境をつくっていただくことが、まず大事なのかなと思いました。

あと、無回答とかも結構多くて、この無回答もサポートしなくていいのほうに含まれている気がするので、無回答も減っていくといいのかなと思いました。

(上鹿渡分科会長)

ありがとうございます。貴重な御意見で、考察するときに入れていただくといいのかもしれません。お願いします。

ほかにいかがでしょうか。

前島委員、お願いします。

(前島委員)

この問33の利用してみたいサポートがないという意見に関してですが、やはり私たちとしては分からないのが現状です。なので、例えば施設の経験のある子たちもいっぱいいるだろうし、その施設の職員からこまめに連絡とかしてもらえればすごくありがたいし、私もいつも月に2～3回程度その職員さんとも連絡を取り合ったり一緒に食事に行ったりしているので、そのときに話もしたり、お米がないからお米を下さいとか、そういう話もできたりするので、一番それが助かるのかなと思っています。以上です。

(上鹿渡分科会長)

ありがとうございました。今のご意見も同じようなことで、基本として困ったら何か使えるサポートやサービスを利用するという前提で聞かれている質問ですが、そもそもその前提自体が成り立っていない人が結構いるというお話かと思って聞いておりました。

ですので、質問自体を変えていくと、もしかしたらこの一番多い31%のところや無回答の中に、今おっしゃったような答え方、そもそも利用することを考えたことがないとか、使ったことがないので分からないみたいな答えが一番多くなるということもあり得たかもしれないと思いました。ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

篠田委員、どうぞ。

(篠田委員)

乳児院の立場から申し上げますと、措置解除によって家庭復帰したお子さんというのは、何かサポートを受けたいというお子さんの発言はなかなかないところですが、御家族に対して困っていることがないかとか、引き取り後に子どもの養育の仕方で困ったことがないかといった相談を、いつでも乳児院の職員に連絡してくださいねという形で送り出します。

そうは言っても、生活に入っていくと自分から発信するのはなかなかできなくて、家庭引き取りに当たっては、大体保育園とつながっていくというのが定番になってきますが、その保育園の方に相談できることもいいでしょうし、地域の方に相談できるのもいいかと思うんですけども、なかなか発することができなかつたり、私たちから今まで見ていた子どもの様子を見て何か困っているんじゃないかなと察することもできるので、退所して半年ぐらいは、家庭訪問とか養育訪問という形で何か困っていないかというところを感じ取れるように、こちらから押しかけて行くというか、そういう形でサポートをしていきたいと思っています。

ここには乳児院の子どもたちのアンケートは載っていないと思いますが、そういった困っている方へのサポートは、本当はもっときめ細かにやっていく必要があると感じています。

(上鹿渡分科会長)

ありがとうございます。今のご指摘との関連で被措置児童の保護者69名対象として、何か関連するような質問や回答はあったでしょうか。たくさんあるのですぐに思いつくものがなければ結構ですが、もしあればお願いします。

(筒井係長)

ありがとうございます。被措置児童の保護者向けのアンケートもやらせていただいている中で、105ページ以降に具体的なアンケート項目は載せておりますが、例えば109ページ辺りからいきますと、今後の生活についての思いや、これまで受けたサポート、今後受けたいサポートといったような設問も設けております。あと、これまでのサポートが良かったか悪かったかとか、そういったところでアンケートを取らせていただいています。

すみません、今回資料としてスペースが足りないところで入れておりませんが、こういったところの回答が、すみません、見ながら説明をしているので時間がかかってしまうのですが。

(井口課長補佐)

措置解除後というわけではないですが、55ページの辺りを見ていただくと、これは今措置されているというものですが、今後のサポートや支援についてということで、幾つかアンケートに回答していただいているのが一番近そうです。

(筒井係長)

そうですね、その辺りかと思うところです。

(井口課長補佐)

子どもとの関係を良くするためのサポートをしてほしいということをするごく保護者が考えていらっしゃるんだなど、割合としては37%の方がそうやって思っているというのは、意外という言い方はよくないかもしれませんが、そうなんだと思いました。

(筒井係長)

そこについてはもう少し分析が必要かと思っています。対象者はもっと多いんですけども、回答をいただいている方の中でこういう割合だということを見ると、児相に協力的な保護者の方の回答が多くてこういう結果になったのではないかという考え方もできますので、未回答という見えない部分をどう捉えるかが、実は非常に難しいと思っているところではございます。

(上鹿渡分科会長)

ありがとうございます。すごく大事なところも、どこまでどう分析するかですが、ある条件下ではあるけれども、そこを捉えようとしたということも大事だと思います。数字がある程度出ているので、そこも含めて示していただければと思いました。

ほかはいかがでしょうか。もう少しこの項目は時間が取れますが。

島岡委員、お願いします。

(島岡委員)

よろしく申し上げます。先ほど若者委員さんからも声があったように、そもそも何に困っているかとか、何を知りたいかということすらも分からないというところで、困ったら相談に来てねとか、困ったらここに来てくださいという困ったとは、私たちが言う困ったであって、当事者の方からすると、実際困っていないことだったりするんですね。

なので、具体的な示し方、こういうことが起こったらここに来るといいよ、ここに相談したりとか、こういう支援やサービスがあるよといった具体的なものを示せるような、相談の仕方とか措置、解除後の引継ぎの仕方とか、市町村のサポートがどう入っているかというところのきめ細かい引継ぎが必要だなと感じています。

そういうためにこども家庭センターのサポートプラン等も生かしながらということになるのかなと考えておりますが、やはり困ったと言える環境だったり、何が困っているかというところの困り感の具体性を共に拾い出していくといったこと。

そういった作業や対応がどういう機関だったら、誰だったらできるのかを考えて、困り感に寄り添う、解決するというところではないかと考えています。なので、困っているけれどもという何となくというところも多いと思うので、具体的にしっかり返してあげるところも大事ではないかと感じています。

(上鹿渡分科会長)

ありがとうございます。今回の調査結果を基に現状を把握して、この後後半でお話しする計画をどうつくっていくかということにも反映させようという目的の調査だとは思いますが、今言われたような観点から、今日も後半で自立に関する部分もありますので、計

画として反映していけるといいのかなと思いました。

宮川委員、どうぞ

(宮川委員)

今、島岡委員のお話を聞いていて思ったんですけども、里親の場合には「里親サロン」という里親さんが集まってお話しをしながら、そこに専門家の方も同席して、だったらもっとお話を深めようみたいな席が月に1回ぐらいあります。ケアリーバーの方たちも、1人で相談に行くのはとても敷居が高くて、行っていいのか悪いのか悩む、迷うということがあると思うので、集まれる場所をセッティングして、どなたかがそれを深めるような方がいて、だったらここに行こうよとか、これだったらもうちょっと話し合いを続けるだけで、聞いてもらえるだけで安心だねというようなことを重ねていくという方法もあるんじゃないかなと思いました。

(上鹿渡分科会長)

具体的な御提案ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。大体よろしいですか。今回お示しいただいたのは本当に部分で、もっと膨大な量の単純集計はあるんですけども、これは年度内ぐらいにまとめて示されるということではよろしいでしょうか。

(筒井係長)

そうですね。また分析等を加えながら、2月頃を目途に報告書にまとめていきます。

(上鹿渡分科会長)

ありがとうございます。今回言うてくださっただけでも結構大事なことが示されていたので、これは結果をしっかりと確認できたかと思いました。ここまで広く、これから新しい5年の計画を作り始める前に状況を把握している自治体はないのではないかと思います。今回このアンケートを実施して、その後全部ではないにしても、例えば被措置児童の保護者とか、措置されている子どもについての部分だけでも、また計画実施の途中や終わったあたりで再度実施してみて、全体として状況が変わっているのかとか、先ほどの「受けたいサポート」について変わっているのかなど確認できると、やっていくことがどんな成果に結びつくか、直でないにしても全体の変化が見えるのではないかと思います。

それと、分析するとき、今日も最初に、ここは若者に聞いてみたいということでは言うてくださったんですけども、当事者の見方とか、どう捉えるかというのは、御協力いただける範囲で聞いていただくと、見方を狭めないで本当のところ分かるような報告になると思います。よろしく願いいたします。

よろしいでしょうか。それでは会議事項(1)についてはこれで終了といたします。

続きまして、会議事項(2)次期長野県社会的養育推進計画骨子案について、事務局から説明をお願いいたします。

(筒井係長)

引き続きよろしくお願ひいたします。

骨子案については、説明は大體20分から25分ほどいただく予定でありますので、あらかじめ御了承いただければと思います。

まず、資料2をお願いしたいと思います。

ここから計画の骨子案ということでこちらから説明をさせていただいて、御審議をいただくということでございます。時間が限られている中で、内容が非常に多岐にわたっているというところもございまして、事務局といたしまして、この資料2に記載しました大きく九つあるんですが、この事項について御審議をいただければと考えているところでございます。

もちろん、これ以外について審議をすべきものがあるということでございましたら、時間の許す限り御審議をいただきたいと思っております。

そうしましたら、具体的な内容に入っていきますが、資料3-1と3-2を併せてお願いできればと思います。

まず3-1ですけれども、骨子案というか、将来的には計画になっていくのですが、計画の全体のイメージを示しております。そして3-2は、もう少し主な内容というところで整理をさせていただいたものになります。なお、骨子案そのものにつきましては、参考資料2ということでお配りしております。

まず、その内容に入る前ですが、今回の骨子案の形式的なところについて説明をさせていただければと思います。今回の骨子案ですが、骨子案と呼ぶにはかなり骨太というか、かなりボリュームのある内容になってはいるところでございますけれども、まずは計画の目標となるものと各取組に共通する理念の部分を整理させていただきまして、さらにその計画の先に何を掲げているのかということも整理をさせていただきました。そして具体的な取組を検討していくに当たって、長野県の特徴というものが何かということまで整理をさせていただきました。

その上で、具体的なそれぞれの取組については、国の策定要領を踏まえつつ検討しているところでございますが、今検討をしているところの概要と主な評価指標になっていくであろうというものをお示しして、目標については今後検討ということの上で、現段階での骨子案を出させていただいているところでございます。

今回の骨子案をつくるに当たりましては、国の策定要領も踏まえているんですが、子どものための計画と、それが第一義的にあるということも踏まえまして、子どもにも読んでもらえる、あるいはその施設の職員や里親の方が、被措置児童である子どもと一緒に読んでもらえるような内容にしていきたいと考えまして、参考資料2を見ていただくとお分かりになると思うんですが、左側のページは子ども向け、小学校の高学年以上のお子さんを想定しているんですが、そういったお子さん向けの対話形式の内容を書かせていただいて、右側のページのほうは大人、主に社会的養育に関わる方を想定しておりますが、大人向けの内容を記載するといった形を取らせていただいております。

そのことにも併せて、計画中の各項目につきましても、国の策定要領を踏まえているんですが、できるだけ子どもにも理解してもらえるような平易な表記にしていきたいということに努めているところでございます。こういった形式の面についても、御意見があれば

後でお願いできればと思っております。

ここから内容面のお話になっていきますが、まず、前回の分科会におきまして、国の策定要領の中では家庭養育優先原則というものと、パーマネンシー保障というものが二つ理念であるとされているところがございますけれども、前回の分科会でも子どもの権利養護、言い換えると子どもの権利を守るということも計画の全体を貫く一つの軸だという御指摘をいただいたところがございます。

こうした御指摘を踏まえまして、事務局におきましても計画の構成も含めて検討を行ってまいりまして、この子どもの権利を守るというところをどう位置づけるかというところで、三つ目の理念ということも考えたわけですが、策定要領で示されている子どもの権利養護というものが、内容としては子どもの意見を聞く、意見表明権の保障ということになっております。これは子どもの権利の一部を構成するものではあるんですけども、子どもの権利そのものとしては一部ということで、子どもの権利条約というものがありますが、そちらから見れば、生存権の保障から表現の自由といった非常に幅広い範囲を網羅した権利というものが、本来子どもが持っているものと思っております。

そうした子どもの権利の本来意味しているところを考慮いたしますと、この子どもの権利を守るということは、これは国の策定要領にはない部分ですが、県の計画においては、本来の持っている意味というものを示しながら、各施策に共通する理念というよりも、それよりも一段高い目標という位置にしていきたいということで考えているところがございます。

その上で、この目標とするに当たって、権利という言葉ですけども、なかなか子どもの皆さんには具体的なイメージを持ちにくいことかなと考えていまして、「こどもが人として大切にされ、安心して育ち、自分らしく生きられる」という表記にしていきたいと考えているところがございます。

そしてまず、こうした目標を一つ置いた上で、計画の理念というものを示しております。この理念については、前回の分科会でもお示ししましたが、家庭養育優先原則、パーマネンシー保障ということで考えておりますが、こちら子どもにも理解できるような平易な表記にしたいということもございまして、家庭養育優先原則につきましては、子どもはできるだけ家庭で家族の一員として育つ。そしてパーマネンシー保障をどう一言で表記するかというのはかなり議論をしたんですが、「こどもが自分をずっと支えつなっていてくれる大人との関係の中で育てられる」という表記にしていきたいと事務局としては考えているところがございます。

参考資料2をまた見ていただくとお分かりいただけるんですが、今回の骨子案はかなりボリュームがある内容となっております。この計画の目標と理念の部分については、もうほぼ原案としてお示ししても差し支えないと考えている内容にしております。特にパーマネンシーの部分については、できるだけ解説も加えながら御理解いただけるような内容に努めたところがございます。

今後は地域ごとの懇談会等を進めていくわけですが、できるだけ早い段階でこういった目標や理念を関係者の皆さんに理解していただきたいという意図もございまして、今回この段階でかなりボリュームのある内容とさせていただいているところがございます。

その目標や理念を明確にした上で、前回の分科会でも御審議いただいたんですが、その

計画の先にあるものもお示しをしておくということで、こどもが現在も、そしてこの先の未来においても、言い換えれば大人になっても幸福な生活を送ることとしてはいかがかと考えているところでございます。

前回の分科会でも説明させていただいたんですが、こども基本法の第1条にある「将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現」、これを個人の視点から捉え直したものではありませんが、前回の分科会でも、「将来にわたって」という表記では、将来だけでいいのかという誤解を招きかねないという意味だと理解しているんですが、そういったこともございまして、「現在も」という視点もきちんと明記しております。

ただ、前回の分科会でもお話しさせていただきましたんですが、幸福の定義、ここは議論が非常に複雑になると考えられますので、あえて踏み込まない形にしていきたいと考えているところでございます。

そして具体的な取組の話になっていく前に、長野県の特徴を踏まえることが必要なところで、現在の計画から引き続けているものも含めまして、整理を行ったところでございます。

一つ目と二つ目は現在の計画から基本的に同じものを引き継いでおります、まず一つ目ですが、人口の規模に対して施設の数が相対的に多いというのが一つの特徴となっております。

二つ目ですけれども、住民に最も身近な行政機関である市町村の数が多い、これが二つ目でございます。

三つ目として、今回新たにお示ししているのが、長野県は非常に広い県域があるわけですが、地理的条件ですとか文化のエリアなどの風土に根差した、例えば北信・東信・中信・南信といった四つのエリア分けですとか、地域振興局単位になりますが、10の地域、10の広域といったつながりがつくられているというところでございます。

子どもの家庭養育優先原則ですとか、パーマネンシー保障といったものを考えていったときに、できるだけその子どもが生活している地域の中で様々な支援が完結していくということが望ましいのかなということも考えまして、そういった体制を地域ごとにつくっていくという必要があると考えまして、新たに三つ目の特色としてお示しをしたいと考えているところでございます。

そしてそれぞれの取組ですが、国の策定要領も踏まえながら、現在の計画の取組も考慮に入れながら、それぞれの取組の必要性について、今回骨子案について説明、記述をさせていただきました。具体的な取組については大まかな概略というか、方向性をお示しているところにとどめさせていただいております。

評価指標につきましても、基本的には国の策定要領も踏まえて設定をしていくという方針ではいるんですが、その目標とする目標値につきましては、今回以降の分科会ですとか、今後予定しております施設へのヒアリング等も踏まえながら決めていきたいと考えておりまして、検討中ということで骨子案についてはそういった表記とさせていただいております。

なお、取組の項目もできるだけ子どもに理解していただけるような表記にしたいということで、策定要領にある文言からは変えているところでございます。

その取組の内容ですけれども、前回の分科会とも重複はするところもありまして、あと

は御審議いただく時間を十分に取っていただきたいというところもございますので、ざっと概略のみになりますが御容赦いただければと思います。

資料3-2を見ていただければと思っておりますが、黄色い線で囲ったところです。

まず、左上からいきますが、まず「こどもの思いや意見をきいて、おとながこたえるための取組」ですが、これまでは当事者である子どもの権利擁護の取組としていたものですが、けれども、権利の主体である子どもの思いや意見を聞く、そして大人がそれに応えるという実質的な内容として表記をさせていただきました。あとは、計画の目標で子どもの権利を守るということを目標に置いたということで、文言の整合を図るという観点からこのような表記とさせていただきます。

次は、在宅を中心とした予防的支援として、市町村などによる家庭支援の推進につきましても、子ども家庭センターの設置や家庭支援事業の実施、あとは児童家庭支援センターの設置、妊産婦等生活援助事業を核とした特定妊婦へのサポートについて記載をしているところがございます。

そして真ん中に移りまして、一時保護として、「ひとりひとりのこどもに合った一時保護をするための取組」として今後検討していく取組について概要を記載しているところがございます。

そしてその下にいきまして、代替養育を必要とする子どものパーマネンシー保障のための取組になりますが、児童相談所における体制整備などについて今後検討ということとさせていただきます。

その次、その下にいきますが、子どもを措置するに当たって家庭養育優先原則に基づく里親やファミリーホームへの委託を進めていくことについて、里親支援センターの設置などにも触れながら、取組の方向性をお示ししていきたいと考えております。

そして施設の関係、右上に行きますが、策定要領上は施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化、機能転換ということになりますが、子どもにも分かるような表記をどうするかということの中で、県の計画におきましては、施設が地域の中で進化をしてほしいという思いも込めまして「進化」という言葉を入れております。

少し補足いたしますと、この「進化」という言葉は、生物学的な概念になっておりまして、施設が地域や時代のニーズに応じて姿を変えていくと。例えば、その機能として小さくなっていくもの、あるいは無くなっていくというものもあれば、その特徴的な機能をさらに強くするであったり、これまであまり強くなかった機能を強めるとか、あるいは新しい機能を獲得していくという意味で「進化」という言葉を使わせていただいております。地域の中で活躍、生物学的にきつい言い方をすると生き残っていくということになりますが、そういったことを施設のほうにしていってほしいという願いも込めて「進化」という言葉を使わせていただいております。

資料にボリュームの関係で入れることができなかったのですが、前回の分科会で、母子生活支援施設についても御指摘があったところございまして、こちらについては、骨子案の本体、参考資料2の中では母子生活支援施設についても一定程度分量を割いて言及をさせていただきます。

次ですが、いわゆるケアラー等への支援になります。こちらについては、法定化された社会的養護自立支援拠点の整備などについて検討をしてまいるとともに、6月から7

月に実施した先ほど説明させていただいたアンケートの結果も分析しながら、具体的な取組がどこまでできるか考えていきたいなというところでございます。

そして次ですが、児童相談所の強化の関係になります。職員定数は国の要綱に沿いながら増やしてきたわけでありますけれども、経験の浅い職員も増えていることなどから、職員の育成等に向けた取組を考えているところでございます。

そして最後に「その他の取組」と書かせてもらっていますが、今回の骨子案では具体的に触れられなかったのですが、原案のほうに向けましては、障がい児入所施設の関係ですとか人材育成、こちらについても記載を検討していきたいと考えているところでございます。

ここまで計画の骨子案の概略を説明させていただきました。取組の内容ですとか、評価指標における目標値の在り方などについて、これから御審議をお願いできればと思っておりますのでよろしくお願いたします。

説明は以上でございます。

(上鹿渡分科会長)

御説明ありがとうございました。

では、まず今説明いただいたもの、3-1、3-2、資料2について進めたいと思います。内容のそれぞれの議論検討はその後またそれぞれでしていきますので、まずは質問を取りたいと思います。いかがでしょうか。

これは資料をいただいたときに驚いたのですが、示し方として、左に子どもがというか、誰もが分かりやすい概要の説明があり、右側には本来の策定要領等に書かれてある内容がきちんとまとめられていて、非常に分かりやすいものになっているなと思いました。これは正式にこの形のものが長野県の計画として出るという理解でいいのでしょうか。確認です。

(筒井係長)

できれば計画がこういった形で出せればいいなというところで、骨子案の段階からやらせていただいているところです。

(上鹿渡分科会長)

ありがとうございます。すごくいいなと思いました。子どもと分けない、大人バージョンというか、通常の読みにくいバージョンが正式な資料として提示されて、子どもバージョンは別にあるみたいなものはこれまでもあったと思うのですがけれども、一つになっていてどちらにとっても分かりやすく、市町村の方などにも非常に分かりやすい読みものというか、括弧して「本」とも書いてありましたけれども、読んでわかるような内容になっていると思います。

社会的養育なので、関わる人を今までの限られた人たちだけではなくて、本当に開いていかないとならない、社会的養育を社会化するといえますか、もっと広く本当に最大限まで開くという意味では、こういう資料ができて、長野県の社会的養護の子だけでなく社会的養育の対象となる全ての子どもに対してこういった計画を立てていく必要があるということを示していくためにも、非常に大事な報告書、計画の提案になるのではないかと思います。

っておりました。ぜひこの形で最後まで、もう少し変えていくんでしょうけれども、形式としてはこの形で出せるといいなと思いました。ありがとうございます。

ほかに何か、内容についての質問や形式や提示の仕方などでご意見がありましたらと思いますがいかがでしょうか。先ほどの調査結果も入れられるのでしょうか。

(筒井係長)

骨子案では時間がなくてなかなか入れられなかったんですが、この後計画案をつくっていくんですけども、その中ではこの結果についても触れながら、結果を見ていただく取組をしていく理由として裏づけになるものもあれば、意外だなというものも実はあったんですけども、そういった観点で、調査結果自体は2月に出すんですが、当然結果の報告する前の段階から、その結果については触れながら計画もつくっていくようなことで今考えております。

(上鹿渡分科会長)

ありがとうございます。よろしく申し上げます。

すみません、私ばかり質問をしましたが、ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、この後一度休憩を挟むことになっています。この後が少し長くなります。資料の2に沿って、順番に皆さんから御意見をいただくことになりますので、その中でも、適宜分からないことがあれば質問していただいて、答えていただきながら御意見をいただいたり、全て出きらなかった場合でも、また後日御意見をお送りするということも可能なようですので、この場でできる限りをまずは尽くしたいと思っています。

いったん休憩5分休憩して、もう一回途中で休憩を入れましょうか。では、今から5分ですので、35分まで休憩ということでお願いいたします。

【 休 憩 】

(上鹿渡分科会長)

よろしいでしょうか。終わりが4時半でまだ2時間弱ありますので、3時半前後で、また5分ほど休憩を取れたらと思っています。よろしく願いいたします。

それでは会議を再開いたします。

本日は各項目における主な評価指標の目標値などの考え方について審議をしまいります。資料2をお出しいただきまして、主な審議事項のうち、特に議論が必要な事項から順次審議をしていきます。よろしく申し上げます。

では、順次進めたいと思います。

まず1の「子どもが家庭で生活し続けられるためのサポート（予防的支援）体制について」ということで、ここにある(1)(2)について御議論いただきたいと思っています。

まず(1)の児童家庭支援センターの設置の在り方について、主に設置箇所数や設置箇所の考え方について、かなり具体的な話になりますが、御意見があればいただきたいと思

います。

(筒井係長)

事務局のほうで考えたものを別途お配りさせていただきましたので、そちらも御覧いただき、事務局が今考えている内容についてお話しさせていただいた上で御意見をいただければと思います。

(上鹿渡分科会長)

そうですね。いいと思います。今日事前には配られていないものが配られておりますので、ここの説明をまずいただければと思います。

(筒井係長)

資料2とリンクしないところがあって大変恐縮ですが、まず「メモ」と書いたほうの資料を見ていただいて、1の(1)ですが、こども家庭センターについては、今の計画において、子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターを令和11年度までにそれぞれ77市町村に設置するという目標にしておりましたので、こども家庭センターになっておりますが、そちらについてはやはり77全市町村の設置を目指していきたいと考えているのが(1)になります。

資料2の(1)の内容がメモの(2)になってくるのですが、児童家庭支援センターの設置箇所をどうしていくのかということになります。先ほどの骨子案の説明でも触れたところではあるんですが、長野県内は小規模な町村が多いという実情がございまして、なかなか専門性を持った相談支援が難しいところもあるというところで、それぞれの地域で専門的な相談支援ができる児童家庭支援センターのニーズは高いと我々としても考えているところがございます。

そしてその家庭養育優先原則というものを掲げる中で、課題を抱えながらも何とか地域の中で生活を続けていってもらいたいとありますので、やはり地域ごとに置いていくということが必要なかと考えております。

そういったことから、先ほど言った10地域になりますが、10地域に最低一つ、あとは地域内の人口や、どうしても地域によって面積の大小があたりするので、そういったことも、特に想定しているのが長野・松本・南信州ですが、複数箇所の設置ということも考えなければならないかなというところがございます。

そしてもう一つ考えないといけないのは、乳児院をどうしていくのかというところです。機能転換の方向性の一つとして、乳幼児総合支援センターといった機能転換の在り方もあるかというところで、乳幼児家庭に特化した児童家庭支援センターというものも考えてもいいのかなというところで、少し設置箇所数については幅を持たせています。

三つ目の「・」に書いた地域に最低一つというところは、まずは目指さなければいけないかなというところですが、既に長野地域は二つありますので、そこら辺も見ながら、10～15ということで幅を持たせた案にさせていただいております。

(上鹿渡分科会長)

今提示いただいた部分、資料2のこども家庭センターの設置の在り方、児童家庭センターについて、この数ですとか設置をしていくときの考え方も今述べていただきました。何か御質問、御意見があればいただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

どうぞ、川瀬委員、お願いします。

(川瀬副分科会長)

これはやはり基本となる家庭養育優先と、パーマネンシーの保障の観点から言うと、一番身近な市町村に相談する、あるいは充実した場所があるというのは必要不可欠で、それを今後どう重層的に支えていくかというのは、たぶんシステムとして必要になるだろうと。

そう思ったときに、こども家庭センターが、町村も含めて人口減少の中で、数だけではなくて有機的に活動しているかということ。

あとは児童家庭支援センターについても、児童相談所が5か所しかないという関係の中で、児童相談所から、今言った長野県の地域性で離れているところはかなりある。そうすると、やはり中間的な支える機関がとても必要だというのは、児童養護施設を経験して非常に考えているところです。

児童家庭支援センターは児童養護施設を出たアフターケアが必要な子どもたち、あるいは要保護児童対策地域協議会か何かで支援が必要な子どもたち、今、家庭養育優先という言葉の中で、ひょっとして蓋をされてはいないかと、そういう問題。そういう家庭にもやはり手を差し伸べていかなければならないということは、実際に児童家庭支援センターをやってみて強く思うところでもあるので、こういう広がりには私は必要ではないかと思っているところです。今のところは以上です。

(上鹿渡分科会長)

御意見いただきまして、ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。逆に県のほうから、もし聞きたいことがあれば聞いていただくのもありかと思うのですが。ここは具体的にどうだろうかとか。

(井口課長補佐)

ちょうど阿智村さんと千曲市さんとそれぞれ児童家庭支援センターが比較的近く、今既に設置されているこども家庭センターが地元にあったり連携を恐らくする機会があったりされるかと思うので、今の筒井から御説明申し上げたようなことですが、市町村の皆さんから見たときにどういうふうにお感じになられるとか、その必要性であったり、もしくはそこまで必要がないとかということに関して御意見をいただくとありがたいと思います。

(上鹿渡分科会長)

では、お二方どちらからでも、ご意見あればいただきたいのですが。

(山崎委員)

千曲市です。千曲市でも、けいあいさんの児童家庭支援センターと連携を取らせていた

だいて、サポートをしているところです。今、この計画を見ながら家庭での生活に一番の重点を置くということですので、家庭にいる中でのサポートというのはかなり大切だなと感じておりますし、今回ここに特に乳幼児の家庭への支援とか書いてあって乳幼児はもちろんです、やはり小学校に上がる頃だとか、低学年の頃だとか、急に生活が変わったりして、保育園などだと預けっ放しでよかったですら、急に学校というところで親の任務が出てくる中でのサポートというのは大事になってくるのかなと感じておりますので、少し児童家庭支援センターの対応も幅の広いものとなっていくと、こちらとしては連携を取りサポートもしやすくなっていくかと感じているところです。

(上鹿渡分科会長)

ありがとうございます。

島岡委員、お願いします。

(島岡委員)

私のほうは南信の飯田下伊那地域になりますが、やはり地域が広いということと、児相の数、児童家庭支援センターの数が1というところだったり、私個人的には、数ではなくて、やはりその中の人、人数だと思います。圧倒的に今児童福祉に関わる職員の数がどちらも足りていない状況が続いていると思います。なので、設置数というよりは、やはりそこで業務を担う方の職員の数の確保、いろいろな支援策が回るための人の配置のほうが、どちらかという課題なのかなと思います。

地域の広さというのは様々な工夫でカバーはできていくと思いますし、そのために市町村やこども家庭センターが機能していくところも、その目標として挙げていけばと感じています。ですから、その根元のほうにもつながっていくのですが、パーマネンシー保障を行う児相さんの体制整備、専門チームをつくるにしても、やはり人の数が足りるのかどうかということも懸念かと思っております。

ここの3番の子どもたちをずっと支えていくために、子どもとつながる大人もですが、大人の機関と人たちがつながっていないと駄目だと思うんです。でも現状はわりと対象の年齢で区切られたり、地域で区切られたり、機関・組織で区切られたりすることが多いですから、その大人たちもつながりながら社会的養育のほうにみんなで向かえるというシステムというか、地域性、社会ができていくことがいいのかなと、現状、飯伊地域のほうではそんな感じかなと考えております。

(上鹿渡分科会長)

ありがとうございます。井口さんから、今のお二方にさらに聞きたいことは何かありますか。

(井口課長補佐)

千曲市の山崎委員から、特に乳幼児から様々なサポートの体制が必要だという御意見をいただいたところは、特に乳幼児から小学校に上がっていく、最近よく言われるようにな

っているかと思いますが、「小1の壁」のところの保護者の支援というところが大事だという視点に関しては参考にさせていただければと思います。

島岡委員の話については、どういう形で人数を確保していくのがいいのかというところで、いろいろなやり方はあると思いますが、地域という視点を大事にしながらとすると、その中での連携みたいなことも含めて、地域ごとに市町村とは別の拠点を設けていきながら、市町村のこども家庭センターや児童相談所とも連携していかれるような形がつけるといいかなというところですね。その人数を確保するために、どういうふうな確保の仕方があるかというところなので、いずれにしても人が必要だということに関しては、こちらとしても十分認識して検討していきたいところと感じました。

(上鹿渡分科会長)

ありがとうございます。今、幾つか連続してお話に出ていた、箇所数をみてもだいぶよい計画というか、これほど増やす予定と思っていませんでしたので、これは大変よいことだなと思いました。長野県は自治体数もとても多く、施設ももともと多い県ですので、このような特徴を生かすという意味では、児童家庭支援センターをさらに増やしていきながら、その実施内容、それぞれのセンターで人をどう確保するか、またそこで何を提供できるのか、地域に既にあるほかの資源とどのぐらい連携できているのか、特に市町村との連携、委託がどれぐらい受けられているのかというあたりが大事な指標になると思います。

資料3-2では、左の下から2番目の枠組みになりますけれども、市町村においてショートステイ委託している里親・ファミリーホームの児童家庭支援センター数というところで、市町村と児童家庭センターの連携度合いをこのような形で測ることもできるのではないかと思います。あと市町村が必要としている家庭支援事業がどのぐらい提供できているのかというあたりの指標がもう少し入ってくるといいのではないかと思います。

国からの社会的養育推進計画策定要領には、他にもこういうものも指標として参考になるのではないかとということで、各自治体でどれを指標としていくかということは検討することになっているかと思いますが、今ご意見をいただいた中でも、量だけでなく質について、実施している内容や連携度合いというところが大事だという意見がありましたので、検討していただけたらと思います。

国の計画策定要領にも幾つか選択肢があるのですが、私が所長をしている社会的養育研究所で、この案をつくるにあたって国の調査研究として取り組んだ成果をまとめた報告書があります。そこにも国の策定要領で挙げられたもの以外に、有効かもしれない様々な評価指標が挙げられていますので、ぜひ事務局の方にはまた確認・検討していただき、長野県として目指しているところに向けて使っていく指標として何が適切か考えていただければと思います。ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。児童家庭センターの設置数も幅がありますが、6で止まるのかと思っていたらそれもさらに増やすと言うことです。これは施設の多機能化とも関連してくるところで、先ほど乳児院のことも出ていましたけれども、それとの兼ね合いもあって、ここだけで考えられることでもない、施設の多機能化、機能転換の項目と関連させながら考えるべきところでもあるのですが、このあたりの目標値等についてはよろしいですか。

ここで一応今案として挙げられているので、この委員会としてこれでいいということであれば、その方向でさらに考えてくださると思っているのですが。私としては多いほうがいいかなと、自治体で必要なときに連携してやってくれる児童家庭センターができてくれれば、それが近いところであればあるほど、動けるスタッフ確保の問題はあるのですが、施設が多くありますし、1施設が2つの児童家庭センターを運営するということが今出てきています。施設併設でなくて、独立した形で利用しやすい駅前につくるとか、施設とは別の場所につくることができます。そういった形で宿泊機能付きの、家庭養育をしっかり支援できる資源として取り組むところが出てきています。このような児童家庭センターを市町村と一緒につくるという発想も出てきています。新しくつくっていくところは一緒に取り組める施設とか、施設でなくてNPOがやるところもありますので、そういった形で考えていただくのがよいので、できるだけあるといいと思って聞いておりました。

ほかの方も、この数についてあれば、意見をいただきたいと思います。

山崎委員、どうぞ。

(山崎委員)

私も先生と同じで多いほうがありがたいというところがございます。長野市さんと隣接しているので、必ず千曲市で必要なケースもなかなか長野市さんのほうも受けていたりするとできなかつたりとか、児童家庭支援センターだけではなくて、ショートステイとかもそうですが、こういったような施設の数というのは、やはりこれからサポートしなければいけない家庭も複雑化しているので、増えていけるとありがたいし必要があると思っていますので、目標値が多いほうがいいのかなどは感じているところです。

(上鹿渡分科会長)

ありがとうございます。自治体数からしても、家庭支援など予防対応を担う児童家庭センターは日本で1番ぐらいに多くてもよいのではないかと思います。地域の分かれ方とか、地理的なところでの行き来の難しさ等も考えれば、15箇所と出していただいたのは本当に素晴らしいと思いますので、この数で反対がなければこれで進めていただけるとよいと思いました。よろしいでしょうか。

篠田委員、どうぞ。

(篠田委員)

最後の四角のところ、乳児院の機能転換の方向性の一つとして乳幼児に特化した児童家庭支援センターの設置も検討とあるのですが、具体的に何か検討しているというか、あとこの目標値の中に乳幼児家庭に特化したセンターが含まれているのかというところをお聞きしたいです。

(上鹿渡分科会長)

いかがでしょうか。

(井口課長補佐)

目標値もここだけで最終的にはなかなか自由にできないというところが正直あると思っ
てはいるんですが、最初に一つ、10圏域の一つずつぐらいはあったほうがいいというこ
とが基本的な考え方の中であって、その上で、長野地域はもう既に二つが設置されてい
るということで、筒井が申し上げたとおり、人口だったり面積の要件とかで、各地域二つぐ
らいずつ必要になってくるようなところもあるかもしれないというところと、児童家庭セ
ンターの設置を考えたときに、乳児院も一つの課題、進化の方向性として児童養護施設よ
りも機能を転換していく、変えていくということがより求められる現状が、もしくは見込
みがある中で、その機能転換の一つの核として、児童家庭支援センターをやるというこ
とが考えられるのかなという想定ということです。

何かすごくこちらで、必ず乳児院の皆さんが全て児童家庭支援センターをやっ
てくださいますかとかという話ではないんですけれども、そういったことも考えられるの
ではないかということです。

これに関しては、仮に一定の目標ができた中で、それを踏まえながら、各地域の状況
もあると思いますし施設の実情もあると思いますので、また計画の策定に当たっては、施設
ごとのヒアリングなどでも議論をしたり、今後計画が策定されても、また御相談をしな
がら計画に沿っていろいろなことを考えていくということだと思っています。すみません、
答えになっていないかもしれませんが。

(上鹿渡分科会長)

どうぞ、武捨委員。

(武捨委員)

児童家庭支援センターについては、私もできるだけ早い段階で取り組んでみたいと思っ
ている中身ですが、圏域内のいわゆる社会福祉法人同士の連携の中で、この児童家庭支援
センターという取組を考えることも一つはあっていいのではないかと。例えば、具体的
に言うと、上田市の場合だと乳児院があって、そこではこの4月に里親支援センターも始
まったと。お互いの機能を連携を密にさせることによって、より圏域内のニーズに対する
サービスが非常に質的にも向上できるのではないかと思っているわけですが、単独の法人
でやることばかり考えずに、法人間連携というものを、これからの取組を検討していく中
で、ぜひ視点としては持っていきたいということが一つあります。

それからもう一つは、児童家庭支援センターの話を児童相談・養育支援室としたときに、
実績という話があって、つまりそれに向けての取組の実績という話が出たわけですが、そ
の中で、いわゆる児童家庭支援センターの規模・水準にまでは行かないけれども、ほぼほ
ぼ似た状態の機能・役割を持つことが、加算制度を使うことによって可能になるという。

もう少し具体的に言うと、例えば、心理担当の職員とケースワークというか相談員と、
この2人は加算によって今も可能ですが、ただ施設機能強化推進事業の中の親子支援事業
については、当面乳児院のみと書いてあります。そうですね。せっかく皆さんから御提案
をいただいたんですけども、公認心理師についてはこの月末に面接をしますが、当面乳児
院しか国も認めていないということになるわけですね。

(井口課長補佐)

それは長野県が全体的な方針の中で、今そういうふうにさせていただいています。

(武捨委員)

そうなんですね。要は児童家庭支援センターが実際にまだ事業開始する前でも、それに近い役割を持って取り組むことは可能だということは大きなヒントになっていますので、それに向けて考えていきたいということが一つと、もう一つは、市町村が実施主体になる事業、こども家庭センターも含めての内容で幾つかあるんですね。それを実施主体が市町村の事業について市町村に私が今働きかけているんですけども、そこからいわゆる法人に再委託を出してもらおうという、その連携の取組もこれからこの児童家庭センターのことを考えるとともに、私は必要だと思って今考えているわけです。

(上鹿渡分科会長)

ありがとうございました。具体的にどうすべきかということ、今できる範囲でもあるというお話でした。すみません、私のほうで児童家庭支援センターのところに時間を使ってしまったんですが、次の妊産婦のほうに進めたいと思います。こちらメモのほうでいただいております。そちらの説明を少ししていただいて皆さんから御意見をいただきたいと思います。お願いします。

(筒井係長)

では2番目になります。現時点で、今1か所でやっております。決して入所の件数自体は多くはないんですけども、地域ごとのニーズはやはりあるのかなということと、通所と訪問といったこともありますので、あと長野県内はエリアが広いということもありまして、一定数は置かなければいけないかなと考えております。

具体的には、なかなかこうした10広域の一つずつだけでも、件数全体も多くないというところもありますので、とはいえ、ある程度地域に近いところに置かなければいけないかなということも考えるとなると、北信・東信・中信・南信の四つのエリアに1か所ずつ置くような目標としてはいかがかと今考えているところでございます。

以上です。

(上鹿渡分科会長)

ありがとうございます。では、これにつきまして御意見をいただければと思います。主に設置箇所数や設置箇所の考え方、今、県の考え方を述べていただきました。いかがでしょうか。

どうぞ、武捨委員。

(武捨委員)

この妊産婦等生活援助事業については、現在上田のほうでやっていると思いますが、私、これは北信・東信・中信・南信各1か所と決めてしまうより、実はこれは母子生活支援施設が取り組んでいい内容だと思っております。ですから、既に1か所やっているところに

2か所目は無理なのねという話になってしまうわけです。ですから、そこを少し緩めに目標数を書いていただいて、可能性を残しておいてもらいたいと思います。

特に長野県は、現在、母子生活支援施設は3か所しかございません。長野市の美和荘は今年度中に休止に入ります。ですから実質上田市母子寮と松本市母子ホームの2か所になります。松本市母子ホームは、現在でもたぶん2世帯ぐらいしか入っていないです。部屋は20あるんですけども。上田市母子寮が、今日現在ですと19世帯になっているわけですが、どうしても、私とすれば、長野市のほうの休止は改築に向けての休止ですから閉鎖に向かって行く話ではないからいいですが、この残っている3か所の中で、県内の同じ種類の施設がやはり連携をしながら妊産婦等の母子生活支援施設の取り組むべき内容として、私も来月、11月に入るかもしれませんが、母子生活支援施設連盟の研修会でその話をしようと思っているところです。各地域に1か所で4か所と決められてしまうと、非常に話がしづらくなります。ということで私の意見です。

(上鹿渡分科会長)

御意見をいただきましたが、これはいかがですか。4なので、もう1か所をどうするかとか。ただこれは大事なのは圏域ごとに1か所あるという考え方であるということは、県からも言っていて、これは確かに合理的な考えだと思いますし、既にあるものをどう変えていくのか。サテライトというか、そこの部門だけ、法人がそこは受けるとしても、その圏域につくるというような考え方もできるかなとは思ったりもするんですが、何か県のほうで、今の御意見に対してあったらと思いますが。言えることと言えないことがあるかと思いますが。

(筒井係長)

あと一つはニーズの量だとは思いますが。できるだけ地域に近いところで特定妊婦のような方が子どもを産んで、地域の中で子育てをしていってもらおうという時点で、4地域に最低一つは必要であろうという考え方が一つあります。

もう一つ考えるとすれば、今後事業を展開していく中でニーズが増えていった場合に、どうその受け皿をつくるかということをお話から考えたかどうかということかと思えます。これはまだ個人的なものです。

(井口課長補佐)

あともう一つあるのは、先ほども武捨委員のほうから、地域で各法人ごとの連携という話があったのと、母子生活支援施設として連携したいという話があったところの中で、今後必要な整備において、今のお話なども念頭に置きながら考えていただくということは一つあるのかなと思うところではあります。

(上鹿渡分科会長)

ありがとうございます。そのとおりです。やれるやり方というよりは、やらなければならないことがあるのであれば、それに合わせてもし3か所でやるとしたら四つ目はどうするんだとか、その母子生活支援施設の連携をもう少し強化していただいて県とも話して

もらえたらと思います。この計画で行くとしたら、できるところはどこまでなのか、できないならどこか別のところが受けていただくしかないと思うのですが、そういったことを考える大事なきっかけというか、たぶん今回これで決まったらしばらくこの形で行くということになるでしょうから、大事な時期だと思います。慎重に検討を進めていただけたらと思いました。

(武捨委員)

一つだけ加えさせていただきたいんですが、私どももそうですが、施設で受け止めてから出産という事例が、ほぼ毎年度1人ぐらい出てきています。それは初産の場合もあるし、2人目以降の出産もあるんですが、要は翌月かもしくは翌々月に出産を控えた状態での受け止めと。

かつて児童相談・養育支援室が絡んだ話の中では、初産の場合子どもがまだ生まれていないわけだから、母子生活支援施設の入所対象にならないわけですが、その場合は、DV等の理由があれば一時保護を使っていいんじゃないかという話をしたこともあるんですね。でも、今ほとんどそれがなくなっている状態で、やはり出産を控えた妊婦さんも含めて、特定妊産婦さんの受入れと支援というのはこの母子生活支援施設の強みですから、そこをやはり機能的にも実際生かせるようにしていきたいと私は考えています。

(上鹿渡分科会長)

ありがとうございます。母子生活支援施設の多機能化、機能転換とも関連する話で、これだけではなくて、ほかのものも考えながら、地域で消えかけているところを消えないように、近年、母子生活支援施設は盛り返してきているというか、役割の重要性が再認識されて、残っているところは新たな役割を担おうという動きもありますので、そういった形でまた発展していただけたらとも思いました。ありがとうございます。

それでは、この件についてはよろしいでしょうか。

山崎委員、どうぞ。

(山崎委員)

つけ足しになってしまうんですが、この部分がこれからどんどんニーズが高まっていくかなというところを、今、職務上感じていて、特定妊婦として上がってきてサポート会議等に出していくケースというのがすごく増えています。入所に至らなくても、今後多機能化というように書かれておまして、通所とか訪問による支援ということもあれば、すごくニーズも今後増えていくのかなということも考えられますので、ぜひ目標値を減らさずに、もしかしたら増やすように、ニーズに合わせて増やせるような表現があるといいかなと感じました。

(上鹿渡分科会長)

御意見いただきましてありがとうございます。また参考にしていただけたらと思います。

では次に移ります。資料2では2の「こどもが『自分をずっと支え、つながってくれるおとなとの関係』を見つけるための取組」ということで、こちらはメモの3になりま

すが、入れていただいています。これはパーマネンシー保障のための取組としてどんなことが必要か、それを確実に実現するために計画を立てますので、その進捗を確認していくためにも、こういった指標でこれを見ていくと変化が確認できるか、進んでいないときにもう一回しっかり考え直す機会を持てるかが重要ですが、このメモの3の説明をしていただいでよろしいでしょうか。

(筒井係長)

パーマネンシー保障の関係ですが、ここは皆さんに御意見をいただきたいところで、特に必要な取組というところと指標の設定をどうするかというところですか。これまで特に児童相談所ではどうしても緊急対応のほうが中心になってきておりました、いわゆる分離措置をした後のケースワークというのがあまり回っていなかったという反省もあると思います。

そういったことで、なかなかこのパーマネンシー保障のための専門性といったものも児童相談所の中にはないという状況があります。そういった中で、児童相談所を中心としてこういった取組をしていけばいいのか、チームを置きたいというのは一つ考えているところですが、人の確保をしながらかなと思っておるのですが、パーマネンシー保障についての親子関係の再構築を担う体制としてこういった取組が必要かであったり、あとパーマネンシー保障をしていくという文面を入れるわけですけれども、その指標をどうやって、今こういう数字であればパーマネンシー保障ができていると言えるというような指標を設定していくのかについて、一つ考えているのは平均措置期間になります。それをいかに短くしていくかというところが一つの目安になってくるのではないかとというところで、メモとして書かせていただいています。その辺の指標の置き方も含めて、御意見をいただければと思っております。よろしく申し上げます。

(上鹿渡分科会長)

ありがとうございます。いかがでしょうか。今いただいた案、それ以外にもこういう部分を見るといいのではないかとということも含めて御意見をいただけたらと思います。

私のほうからまずよろしいでしょうか。このメモの3の一つ目にある体制整備、専任チーム等の配置が記載されています。まずはこれが大前提だと思いますが、これが検討中となっていますが、これはもう整備するというところでよろしいでしょうか。令和11年ではなくて、これはたぶん動き出しですすぐにつくらないと話が始まらないというところなので、次の年、もしくは初年度からつくりますという目標が必要だと思います。そのチームが大きくなっていくことやチームが増えるということはあると思いますが、取りあえず動き出すことが必要なので、各児相にこのようなチームが必要ではないかと思えます。できれば1人ではなくて複数でのチームになっている必要があると思うのですが、このあたり、資料では検討中とありますが、つくる方向でということではよろしいのでしょうか。

(井口課長補佐)

中でこれからまさに調整をしていくという真っ最中ではあるのですが、来年度そういった体制が組めるようにしたいと考えています。表記上、今検討中ではありますが、令和7

年度、計画を開始する年度に、そういった体制がまずは組めるということを目指していきたいと考えているところです。

(上鹿渡分科会長)

これはほかの自治体で、福岡市がまず最初にそれを実施していて、そのやり方を山梨県で今導入しているところですが、やはり大事なのは、こういったチームをまずは設定することです。子どものパーマネンシー保障、ここに分かりやすく書いてくれています。このことを一番大事に考えて、子ども一人一人のこの後の対応、一回分離したところをどうやって再構築していくのか、または自立に向けていくのかということを考え続ける担当者・責任者が、そのような役割や責任を担えるチームをまず置けるかどうか、重要だと思います。

それでその方々がパーマネンシーに関する理解をより深めていって、周囲の方々の理解も、いきなり児童相談所全体には広まらないかもしれないですけども、しっかり関係をつくりながら進めていくことで、この目標とするところがだんだん達成されていくと思うので、早めにパーマネンシー保障実現するためのチームを結成するというのも一つとても大事な目標で、すぐに達成をしていただきたいところだと思います。

それと、ここにある指標は、どれをどう使うかというのはなかなか難しく、これまでそもそもあまり気にされてこなかったことなので、どういうものを使うかというのは、国の策定要領のほうにもあまり明確になかったりするところだと思うのですが、この長野県ではどういった指標を使うかということはしっかり考えられたらいいなと思っています。山梨でちなみに使っている指標もあるんですね、そのパーマネンシー保障を実現するための体制をまずつくりました。毎週会議をしていって、その中で会議がしっかり機能しているのかを見ていくためのプロセス指標があるのですが、例えば会議数が増えたとか、親子交流で実際に会う回数が増えたとか、訪問が増えたとか、やり取りが増えたとか、最終的に目指しているパーマネンシー保障ができたかどうかの手前で、保障されるとしたらこういうことがあるとそれが起こりやすくなるという途中経過みたいな指標を見ていたりもします。

そういう指標も、この計画そのものの目標に入れるのかは別としても、普段の自分たちのやっていくこと、今までやらなかったことをやっていくときには、そういった指標も持っていていただいて取り組んでいただけると間違いがないと思います。ほかにもここに挙げられたような大きな動きを見ていくと、その成果のところを見ていく指標もあるのですが、それは今日ここでサッと出せないものもあったりするので、後ほど事務局にはその例を提供して、こんな指標を使っているようだとお伝えできますので、それをまた参考に考えていただけたらとも思っていました。

ほかはいかがでしょうか。皆様からも、こういう点で見るとここに書いてあるパーマネンシー保障が実現できるのではないかとこの点で御意見をいただけたらと思いますが。

杉山委員、どうぞ。

(杉山委員)

この3番の「自分をずっと支え、つながってくれるおとなとの関係」ということで、里

親の立場からいきますと、18歳で措置が切れて、就職したり生活を、親がいない方もいるので自分で自立していく、その場合に費用が発生する。例えば就職するにしても、最近の例では、私と前にいた施設の方と保証人になって、そしてアパートを借りるにしても手続をしたんですが、どうしても困窮しがち、またお金の面で行き詰まる、携帯も1か月1万とか2万とかかかって、なかなか生活するときの費用をどうやって出したらいいかというところが一番頭を悩ませるところです。

解決方法は今のところないのですが、ずっとつながるといって、里親として預かった以上、親子関係の気持ちもあったりして、できるだけ支援をしたいと思うんですが、もう住むところから権利金とか全てお金が必要で、それをどこから出すかというのは非常に難しいし、行政に出してもらおうというわけにもいかないの、そこら辺が一番、心のつながりというか、電話の対応とか恋愛の相談とかいろいろなことはできるんですが、お金の相談が一番困る、どうしたらいいかというところが課題です。

今回私のところでも、来年3月に卒業する子ども、働きに行くけれども住むところをどうするかということで、たまたま私の管理するアパートが空いたので、そこへお姉ちゃんと一緒にきょうだいで住んで、今まできょうだいばらばらだったものですからそこを一つにして家賃を安くして支援しようと思っているんですが、本当に里親として情がある中で、どうやってお金を支援したらいいかというのが一番悩みです。借りても返さないといけないし、そこら辺が悩んでいるところです。以上です。

(上鹿渡分科会長)

ありがとうございました。御意見をいただきました。今の件で何かありますか。

(井口課長補佐)

今のパーマネンシー保障のところに関しては、なかなか1場面を切り取るといういろいろなことが出てきて、それぞれの場面でいろいろな支援の仕方や必要性があると思うんですが、一つは、当然今みたいな孤立した中で社会に出ていなくても済むような前段でいろいろな取組がもっと早い段階から、市町村の取組も含めてあるということが一つと、さらにそういった中で、どうしても施設入所していたり、養育里親とかの委託の中で頼れる家族がなかなかなくて社会に出ていなくてはいけないというような場合に、いろいろな支援の制度というのは拡充してきていて、自立生活援助事業を使ってもう少し支援を続けるとか、奨学金だとか、措置費関係の支援も拡充はしてきていて、そういったものをいかに上手に使っていくかとか、あとこの後で議論される社会的養護自立支援拠点事業といったようなもので、何か困ったときにそういった支援に里親さんなり施設の職員なりがうまくつないで助けてもらうということもあると思いますし、一方で、心の支えとして、先ほども渡部委員さんからもお話がありましたけれども、ずっとつながってはいくよと。これとこれはできるから言ってきてねとか、必要なところに相談はできるから言ってきてねとかということを具体的に約束をして関係をつないでいくとか、いろいろな支援の仕方があると思っているので、そこをうまくことそういったものを使いながら支援をしていかれるような体制づくりをしていければと思っているところです。すみません、長くなりました。

(上鹿渡分科会長)

ありがとうございます。

よろしいですか、パーマネンシー保障に関する指標の点で他に何かありますか。青木委員、お願いします。

(青木委員)

指標として適切ではないかもしれないんですが、パーマネンシー保障というのが、子どもと大人との心理的なつながりとか信頼感というものを軸にしているとすれば、子どもの視点から見たときに、つながりがあると感じられる大人がいるのかという最初のアンケートの調査にもありましたけれども、主観的な話にはなってしまうんですが、そう感じられる大人がいると言える子どもの割合を増やすというのも、一つの目安にはなるのかなと感じました。

それから、御提案いただいた評価指標の中で、パーマネンシー保障とか親子関係の再構築を行う児童相談所の体制整備というのが挙げられていて、これまであまり重視されなかった視点だと思うので、とても大切なことだとは思いますが、なかなか家族と子どもを分離するに当たって、児童相談所と家族とが対立関係になってしまうケースが多い中で、児童相談所が家族の支援を行うというのはなかなか大変なところもあるのかなと感じるところです。

児童相談所自体がそういう視点を持って、専任チームという形で子ども支援と分けた組織としてそういうものをやっていくということも大事だろうし、児童相談所の外の社会資源と連携をして、家族の側の支援というのをやってもらうという、そういう視点も大事だと思いました。

(上鹿渡分科会長)

ありがとうございます。とても重要な視点で、最初に言われたことはすでに調査もされていますし、実際にそのような考えで指標とすることも良いと思います。

最後に言われたことも、家庭支援の成果をそこに入れ込んでいくことでもいいのかなと思いました。ショートステイとか養育訪問支援事業とか、県で入れられるのかというところもあるんですが、そういった具体的な家庭支援がどれぐらい進んでいくのかというあたりも重要です。パーマネンシー保障で一番が家に居続けられるようにするというので。

そして心理的なつながりというのは、最終（アウトカムとして）それがあがるかが大事ですが、その手前の形（アウトプット）として、特別養子縁組の数がどのぐらいあるか、縁組しようと思った子がどれぐらいできたのかという割合でもいいかもしれません。また、ここにあるような親子の再構築のプログラムを実施した数とか、それで実際家庭復帰できた数とか、このようなものも指標として挙げても良いのではないかと思います。あまりいろいろあり過ぎても困ると思うのですが、いろいろ挙げてみた上で、長野県の状況からここは押さえていこうということで決めていけるといいと思います。

杉山委員、どうぞ。

(杉山委員)

上鹿渡先生にお聞きしたいんですが、我々里親は親という名前がついているんですが、措置が切れると子どもたちとの関係を相談があればつながっていくつもりではあるんですね。この間、社会福祉の本を見ていましたら、18歳以上、二十歳を過ぎても里子とのつながりについて、社会的親という名前が出ていたんですが、我々も里親の委託が終わった後は、子どもが成人してからのつながりを見ると、社会的な親という呼び方も射ていると思うんですが、そんな言葉があるかなと思ってお聞きしたいんですが。

(上鹿渡分科会長)

たぶんいろいろな言い方で、社会的なとか、社会的共同親とか、社会全体で子どもを育てるという考え方で、その中でも里親さんは本当に24時間365日一緒にいる方ということで、そういう言い方があると思います。

(杉山委員)

ありがとうございました。

(上鹿渡分科会長)

他にありますか。渡部委員、どうぞ。

(渡部委員)

児童養護施設の平均措置期間が今6年ということなので、私はたぶん5年ぐらいいた感じですが、やはり6年は結構長いなと思ったので、パーマネンシーを考えたときに、施設の先生たちとのつながりがすごく強くなってしまいうぐらいの期間だなと、気持ちのつながりだったりが強くなる期間だと思うので、これはもっと減っていくほうがいいのかなという、パーマネンシーを考えたときには、逆転するほうがいいのかなと思ったので、半分とかになっていくといいのかなと思いました。

(上鹿渡分科会長)

ありがとうございます。このあたりは結構難しいところでもあると思います。きちんと体制が整ってパーマネンシー保障を常に考えて定期的に見直しをしている中での6年だったのか、そういうことは全然しないまま、最初入った理由のまま、措置した側は特に働きかけをせずそのままになっているの6年かというところで、これを短くできるのかどうかということは変わってくる場所もあるとは思いますが。ただ、パーマネンシー保障をしっかりしようという中で、子どもにとって、パーマネンシーが保障されるまでの期間が短くなるというのは確かに良いことだと思います。

単純に年数だけで見ていってというのは、本当にパーマネンシー保障をしようと思っ
ていろいろな会議をした上でもどうしても戻れないとか長くなるということも中にはどうしても生じてくると思うのですが、そのときにも、先ほどのもう一つの心のつながり、一緒にいてくれると思える人がそこにいる6年間なのか、そういう人もいないままの6年間では全然意味がまた変わってくると思います。ただつながっていると思える人がいれば長

くいていいのかというと、そこは本当に法的にもずっといられるのであればそれもちやんと実現していくべきでしょうし、二つの視点がしっかり入った中で、その子にとって一番よい形が実現されるというのが目指される方向だと思います。

なかなかこの指標は難しいなと思います。どれか1個だけで見ってしまうと違ったことを見ていたりするかもしれませんし、幾つかを組み合わせで見っていくようなことも必要なかなと、今のお話も聞いていて思いました。ありがとうございました。

それでは、時間がだいぶ過ぎてしまいましたが、ここでいったん5分休憩を挟んで、次の3、4に進んで、時間があればその他というところまで進めたいと思います。

では、5分休憩としたいと思います。37分から始めます。

【 休 憩 】

(上鹿渡分科会長)

それでは再開いたします。

先ほど、最後のところで言ったのは、平均措置期間だから、確かにこれならいったん短くなるんだろうなどは思いながら、平均と言えることと、個別のところで長く居ざるを得ない子が残るといっても、そういう努力をした結果ということではあり得るのではないかと考えコメントで補足いたしました。

次は、資料2の3「里親・ファミリーホームへの委託の推進のための取組について」ということで、ここもメモでいただいているものが4番、これは結構たくさんありますので、説明していただいでよろしいでしょうか。

(筒井係長)

(1) から (3) まで、関係していますのでまとめて説明させていただきます。

まず委託率のところになります。国の策定要領のほうで推計方法のパターンが二つあるわけですが、今回この中には出していないんですが、各児相にも照会をかけながら、今いる子どもが里親やファミリーホームへの委託が望ましい子どもかどうかというような観点でやらせてもらったんですが、それですと実際策定要領が求めているような目標値を上回るような結果は出てはいます。

ただ、その受け皿になる里親・ファミリーホームの数というのは、全体数が長野県では少ないというところで、この二つをにらみながら、どういった目標設定をしていくかということになってくるんですが、やはり受け皿をいかに増やしていくかということを進めていくということをやらなければならないという状況を踏まえると、目標値としては、策定要領が求める最低ラインというか、乳幼児でいうと75%で、学童期以降が50%という目標を置くというのが一つ妥当な線なのかと考えているところでございます。

参考に載せさせてもらっていますが、参考資料2のほうにはもう少し詳しく書いているんですが、代替養育が必要な子どもの数の推計というものをやることになっていまして、これも暫定値ですけれども、全体で令和11年度、子どもの人口減少や、今のいわゆる措置されている子どもの割合、この辺も考慮して出した数字として、令和11年度には代替養育が必要な子どもが469という推計を、今、暫定ですけれども出しております。

これに対して委託率、先ほど申し上げた目標値を掛けていくと、このような数字になってきまして、里親・ファミリーホームが全体の58.6%、275人、施設に入っていく子どもが194人という推計が成り立っております。今後こういった数字になるのですが、こういった目標値について、どのように考えるかということで、先ほど申し上げましたように、(2)に行きますが、策定要領が求めている乳幼児75%、学童期以降50%という数字をクリアしていくに当たって、ある程度里親・ファミリーホームの数を増やしていかないといけないと。全員が全員委託を受けられるわけではないということで、現在大体35～36%ぐらいが、ファミリーホームを含めて里親さんに委託を受けていただいているという状況、これは全国的に見てもあまり差がないところかと思うんですが、そこら辺を考慮すると、里親についてはほぼ倍に増やすということと、ファミリーホームについては3倍ぐらいに増やしていかないと、この75%と50%という数字の達成は難しだろうと考えているところでございます。

その上で(3)に入りますが、里親のサポートを里親・ファミリーホームを増やしていく中で、里親とのチーム養育という観点もあります。里親のリクルートから委託解除後のサポートを、できるだけ地域の中で完結させていくということが重要かと考えております。

そういったことで、地域の中というところで、原則地域に一つずつとも考えておるんですが、子どもの人口が少ない地域もありますので、場合によっては10地域の中で設置しない地域もあったり、あるいは人口規模が多いということで複数設置する地域ということもあるかと思っております。里親支援センターの設置目標については、10を目標にしてはいかがかと考えているところでございます。

説明は以上でございます。

(上鹿渡分科会長)

ありがとうございました。では、資料2の3の(1)(2)(3)で、それぞれ委託率の目標値や数、ここは同じようなことを言っていますが、ただファミリーホームで実現するのか、里親で実現するのかで少し数が変わってくるところで、一応県としては、今挙げていただいたところで考えてくださっているということです。

あとは、里親支援センターも10か所ということで、今2か所のところをここまで増やすというお話でした。この目標値についていかがでしょうか。皆さんのほうから御意見がありましたら、いただけたらと思います。また、どんな取組によってこの委託率が、特に里親等委託率が実現できそうかということでも御意見があればいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

宮川委員、どうぞ。

(宮川委員)

質問ですが、里親支援センターの数が将来10と想定されていますが、その場合に、現在児相の中に設置されているフォスタリング機関の役割や児相の役割というのはどんなふうに変っていくのかを教えてください。

(筒井係長)

将来的にその10か所に置かれるとすると、児童相談所で今行っている里親支援事業はかなり縮小、あるいはほぼなくなると思っております。

残るとすれば、例えば、養子縁組をした里親さんのフォローのあたりが業務として残るかと思いますが、基本的にはやはり里親支援センターのほうでやっていただくような将来像を今のところは持っているところです。

(宮川委員)

そうした場合には、今まで増やしてきた児童相談所の職員が、もっと緊急のほうに回れるのですとか、別の意味で子どもの支援が手厚くなるというように考えてもいいのでしょうか。

(筒井係長)

そうですね、ですからそういうふうな形に持っていければいいなと思っております。

(宮川委員)

ありがとうございます。

(井口課長補佐)

1点、今のところで補足させていただければ、ただ、今それがすぐ実現するわけではなくて、一定の整備目標というか、整備をこれだけしたいというものが、整備をした後にそういうふうな形に移行していくんだと思っていて、まだ具体的にその移行の仕方はあまり考えてなくて、一つあるのは、里親さんの数が、いずれにしてもこれまで思っていたようなペースよりももっとたくさん増やさなければいけないという中で、そこをどちらかというところ里親支援センターに、特に養育里親さんに関して新しく開拓をしていただくということで考えています。

そういった中で、そういったものが一定ある程度できた中で、今の児童相談所の、特に養育里親さんへの支援の部分は引き継いでいくような形で、今お話があったんですけれども、養子縁組の里親さんは残したり、あと地域的にも、例えば一部の地域にもしかしたらセンターが、人口などとの兼ね合いで置かれない場合もありますので、引き続き児童相談所がそういった地域をカバーするとか、里親支援センターへの指導というか、そういったこととの連携とか、里親会への支援だったり、そういった一定数は残っていくと考えております。そういう方向にしたいなと思っております。

(宮川委員)

ありがとうございます。

(上鹿渡分科会長)

県の考え方を聞かせていただきましたけれども、包括で全部やるところを里親支援センターとして措置費で実施できるという話になって、部分的な対応はフォスターリング機関が

今までやってきたやり方を残して、最終的には里親支援センターというものがどんどん増えてくるというのを構想していると思います。

その際、児童相談所でその里親担当としてやっていく人をどうするかというのは、これは実は残しておくべきだという話もありまして、特にマッチングとか、委託でやっているけれども大事な最終的なところは児童相談所ということもありますし、そういう意味では、今後リクルートとか、増やしていくときはかなり多くなる業務、あと里親さんに要求されるようなところは民間に委託してどんどん対応してもらおうのと同時に、児相内でもそれをしっかりフォローし、変な方向に行かないようにきちんと分かっている人たちが残り続けることも大事だと思います。これから民間に委託する中で関係をつくっていくことになると思います。

さらに、養子縁組家庭への縁組成立後の支援をどうするか、これもずっと課題になっていて、児相が対応することになっているので、今児相という話もあったのですが、これはフォスタリング機関事業として養子縁組後の、6か月を超えたところの支援もできるようなにはなっているんですね。ただ、あまりやっているところはたくさんないです。乳児院で、大分とか2か所ぐらい、養子縁組里親専門のフォスタリング機関ということで包括的にやっているところは出てきています。

どこまでこのやり方を国が残していくかというのはまだ分からないところではあるのですが、長期に関わる必要がありますので、長くスタッフがかかわらない民間こそが適任で5年後も10年後も、もしかしたら同じ人が支援に行けるかもしれないという意味では良いと思います。ただ、これも今後どうなっていくのかまだ先がはっきり分かりません。今のやり方としては、フォスタリング事業として、里親支援センターでその事業としてやるのも可能だと言われていて、フォスタリング機関として、支援センターではないけれども、そのような契約の下でやっていく形もあり得るところです。このあたりは、どうやって隙間がないように体制を整えていくかということをしっかり考えていくところかなと思いました。ありがとうございました。

ほかはいかがでしょうか。目標値ですとか、この75%というのは、今回国が出している最低ラインというか、ここは守ってくださいと今回の計画策定要領では示されていて、既に達成している自治体についてはこれより高い数値目標を設定してくださいという言葉も入っています。計画策定要領の中に「100%」という言葉も今回は入っています。この「100%」というのは、前回の策定要領には入っていませんでしたが、「必要な子どもの数」というのを最初に書いていただいていたけれども、里親委託が必要な子どもであれば、100%が目指すところだということは言えると思います。それは正しい言い方だと思います。必要だと分かっているのに受け皿がないから委託できず、その割合が低くなるというのはあってはならないことだと思います。この子には里親が最も適切だと思えたら、それをしっかり実現できる受け皿となる里親さんやファミリーホームをしっかりとつくるというのがこれからの計画になると思います。ここにある目標値の最低ラインとしては、国が言っている国の目標値、全体としてここを目指しましょうということで、まずは75%を目指すというのは前提として正しいと思って見ておりました。

この数値目標について、一応このまま行けばこの委託率でまずは記載していくことになるのだと思います。案として挙げていただいています。

杉山委員、どうぞ。

(杉山委員)

いい、悪いは全然別としまして、里親数の数値目標が500になっていて目標はとて面白いと思いますが、我々も里親として、私の知り合いなどに里親になりませんかと勧めて、何人かなっております。それは苦労も喜びも分かるので、この人だったら苦労も喜びも味わえる人かなということで、その人ならと思って勧めたりしています。

例えば、児童相談所は県内に何人職員がおるか分かりませんが、その児童相談所の職員の中で、児童相談所里親会という感じで、2組か3組でもいいから里親の体験をしてもらおうと、我々里親に対する対応もよく分かると思うんですね。

子どもを育てていない方が子どもを育てることのアドバイスはなかなか難しいので、苦労した人が苦労の話を通して里親になってくれませんかという、「それじゃあやってみようかな」という気になってくれるので、例えば、県庁里親会2～3組とか、そういうこともできたらしてもらおうとありがたいなと思うんです。

しかし、飯田市役所にも福祉のところにポスターがあるんです。これからの新しい家庭の形とか里親推進のポスターがありますが、市役所職員では誰も里親になっていない。ということは、里親をためらう理由というのがあると思うんですね。その理由をいろいろ解決しないと、里親を勧めてもためらってしまう。同じことだと思うんですね。

そこをどうやってクリアするかというと、やはり児童相談所の里親を審査する人たちの中でも、1組か2組でもいいんですけども、里親になってくれる方がいたほうがいいかなと思うんです。ただ、そこをためらうとしたら、ためらう理由が里親が増えない理由と一緒にありますね。そこをどうやってクリアするかを考えるためにも、やはり飯田市役所里親会で2～3組、それで我々里親と一緒にしゃべって、こうだあだという、そこができてくると勧めやすいというか、こういう夫婦の仕事の形だったら里子を預かれるかと、預かれるんだということが分かってもらえるとと思うんですね。そこは里親になっていないどうのこうのはありませんけれども、そういう取組も、やはり勧める側としてはあったほうがいいかなと思います。別に強制ではありませんが、よろしくお願いします。

(上鹿渡分科会長)

ありがとうございます。増やすための取組方法の一つとして御提案をいただいたと思います。

ほかにいかがでしょうか。篠田委員、どうぞ。

(篠田委員)

今フォスターリング機関として受託してやっているんですけども、やはり里子に出すということを実親さんから了承を得たのにもかかわらず、何か月間里親さんが見つからずというか、児相からも話がなくて、時間だけが過ぎていくというところで今進行している段階ですが、やはり里親さんを増やしていかない限りは、どうしても養育里親さんという形で委託するときに、今マッチング中の方もいらっしゃいますけれども、人間同士なので相性があって、合う合わないもあるし、この子と決めてやっていく中で、この子を受けなきゃ

いけないというプレッシャーもあるのかなと思っていて、里親さんを苦しめていないかなというところを感じたりしています。

早い段階でというか、今交流中の子どもはもう6か月たっているんですが、なかなか引き取る覚悟というか、決定的なものがなくて委託できないんですけれども、子どもはどんどん成長していくし、もう2歳過ぎてくるとますます難しい時期に入ってくる。一番は1歳未満のお子さんを預けることのほうが、お子さんの純粋なかわいらしい部分から見られて、里親さんもそういうところを体験しながら、先ほど杉山さんからもあったように、すごく大変なところもあるので、そんなところを感じていただきながら育っていけるといいと思います。

どんどん難しくなる子どもを委託するというのは、私たちも不安ですし、そういったところを私たちもフォローしていきたいんですけれども、最初マッチングというか、対面する時期に、断ってもいいよという、もっと積極的にそういうことも言っていっていいのかなと思っていて、時間がたてばたつほど断りづらいし、情も確かにあるかもしれない。だけれども、このまま預かってしまったら、今度は幾らフォスタリング機関がフォローするとはいえ、ほぼ里親さんが毎日見ていく中で、そこまで責任を負えないかもしれないという苦しみも想像できるから覚悟もつかないのかなと思っているので、本当に難しく、75%という目標はすごく私たちにとっては高く感じるし、乳児院、フォスタリング機関だけではもちろんできないことなので、もっと児相との連携というのをしていかないと、達成できるような数字ではないと思っています。

最近一時保護委託になる子どもさんでも、措置になる子どもさんでも、早い段階から児童養護施設への措置変更というよりは、まずは里親さんを勧めるというところの話ができていて、そこはすごく変わってきたなと思っています。

子どものためにも、やはりなかなか環境の整っていない家庭に返す不安もあるので、里親さんのところで幼いうちから家庭的養育をしていただけるようなところに子どもさんをお願いするのが一番いいと施設の職員は感じているので、数字ばかり先行していくところの不安がいつもすごくあるなと感じています。

(上鹿渡分科会長)

ありがとうございます。その措置先をどこにするかというところでは、だいぶ里親家庭へということになっていて、実際それが実現できるかというところで里親数が、先ほど稼働率の話もありましたが、実際子どもを委託できる里親受がいるか、マッチングの問題や、そこに至るまでの、先ほどは実親が了承されているということでしたが、実親が里親委託を嫌がる場合もまだ多い中で、なかなか里親委託がうまく進まないという状況で、この目標値は難しいところがあるかもしれません。

それぞれ言ってくださった一個一個の課題の解決が必要だと思います。まず登録している里親家庭の数がとにかく少な過ぎるので子どもに合う里親家庭を選びようもありません。「今はちょっと難しいんです」と断らざるを得ない里親さんもいたりすれば、やはりマッチングが進まないの、そこはかなりたくさん候補者をつくっていくことで先ほどいただいたような、リクルートという言葉が今出ていますが、どうしていくのかということもあるでしょうし、実親さんの了承を得るためにもどういうやり方があるのか検討しなけれ

ばなりません。

予防対応のところから、里親さんがもっと関わるようになると良いと思います。ショートステイ里親が有効だと思います。長野県では10か所も里親支援センターをつくって、児童家庭センターも15か所できたら、ショートステイ里親の活用もかなり充実してくるはずで、各地域でまずショートステイ里親から初めて見るのが良いと思います。里親登録はきちんとするので、里親になるための基本的な条件は満たし、研修も受けていて、支援センターとも一緒にチームで養育することにもなっています。ただ、里親養育始めて経験する方が、まずは期間限定で、ショートステイはある程度小さい子が多いかと思いますが、そういうところから経験することができます。そこからさらに長く委託できるのか、その里親にとっても委託後のことが想像できる中で、見通しを持っている中で長く委託される子が来るという状況をつくることができると思います。実親にとっても、地域の里親さんにショートステイで子どもをみてもらっている経験があれば、その里親さん宅に子どもがいつもより眺めに一時保護委託されるとか、それが措置になってもっと長くなるとかというのは、受け入れられるので花かと思います。マッチングも非常にしやすいと思いますし、実親から嫌だということは言われたいのではないかと思います。普段からみてもらっていた里親家庭に行くだけで、子どももいつもどおりで、対応する制度は変わっていますが、子どもからしたら何も変わらない環境でいられると思います。

今回長野県では里親支援センターを10か所、児童家庭センターを15か所つくって市町村の動きと連携するということであれば、里親リクルートもやりやすくなります。市町村が本気になれば里親候補者をもっとたくさん探せますので、かなりいろいろ考えてリクルートを実施すれば、里親の数は増やしていけるかもしれないし、なかなかマッチングがうまくいかないところも改善していける方法があるのではないかと考えていました。

あとは共働き里親さんの問題が、全的にも解決できていなくて国も困っているわけですが、これは企業の巻き込みをどうするかということが今後とても大事で、自治体だけではできない、国もあまり手を出していないところです。企業の方々に里親の役割の重要性を理解してもらい、さらに自社の社員が里親として活躍していることが評価されるような、そういう仕組みとか理解が広まって、県のほうもそういう会社はすごく評価するとか、国が評価するというのもできたらいいなと思っています。このような形も実は効いてくるのかなというのは思います。

このような事情も踏まえての乳幼児里親委託率75%、必要な子を数えていったら実際75%になるのであれば、やはりそれを実現するためのいろいろ詰まっているところをしっかりと流せるようなことを計画の中で立てていくべきかと思っておりました。

それと、ファミリーホームの数がこれでいいのか私も分からないのですが、家庭養護としての数は、ファミリーホーム数掛ける5か6で出ると思うので、それがファミリーホームで受けるのか、里親家庭を増やすのかということでは、里親は増やしにくいのでファミリーホームのほうを増やしていると思います。ファミリーホームはファミリーホームで、かなり経験がある方で支援はどうするんだとか、また難しい問題があったりもするところで、ここは15と500でいいのか分からないですが、上に挙げていただいた調べていったところ必要な子ども数があるのであれば、それで75ということであればそこはそれでいいのではないかと思います。

目標値の数のところは少しこのぐらいの範囲で考えるというところで、センターの数もここにある10は圏域ごとに1か所は少なくともあるというところで、予防のことも考えるような、親と一緒に育てる里親が重要です。里親というのはパーマネンシー保障ができない、養子縁組とは違うのはそこだと言われてはいますが、親と一緒に育てることで子どものパーマネンシーを保障する大事な役割を担えるすごく重要な人たちだと思います。このような発想で里親を増やしていくとなると、県全部の子どもと家庭のために増やす里親となりますので、もっと協力が得られたり理解も広がるのではないかと考えています。

すみません、長くなりましたが、一応里親に関するところについては、このあたりでよろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは次、4「施設等を経験した人の自立のサポートについて」というところで、これもメモの5で挙げていただいていますのでお願いいたします。

(筒井係長)

二つありまして、一つが自立生活援助事業、これまでの自立援助ホームの形になりますが、そういった事業をやるどころの箇所数の目標をどこら辺に置くかというところになります。特に近年、高年齢、中学生や高校生年齢で施設入所が始まる子ども、里親委託になる子どもが増えてきていると聞いております。そうしたお子さんですと、どうしてもそういった年齢で初めて大人との適切な関係を結ぶということもあったりして、なかなか自立していくまでに精神的な年齢もあったりすると思うんですが、満20歳まで措置延長をかけたとしてもなかなか自立が難しいというお子さんも、それは当然個人差があるところでありますので、やはりそういった個人差を考慮した自立のサポートが必要だろうと今考えているところでございます。

そういった人たちが児童養護施設等で引き続きサポートを受けられるというところで、措置延長も一つですが、その先二十歳を超えた後どうするかというところで、自立生活援助事業というものの必要性があるだろうとっております。

現在2か所自立援助ホームはありますが、いわゆる今の法律で言うところのⅠ型になりますが、Ⅱ型やⅢ型の事業の実施箇所を増やしていく必要があろうと考えているところでございます。

先ほど申し上げとおり、自立援助ホーム、今Ⅰ型になりますが、こちらは今2か所あるところで、自立生活援助事業の実施箇所を今後どうやって増やしていくかというところと、その目標をどこら辺に数字として置いていくかというところで考えているところでございます。

また、各施設にこれからヒアリングをしていく中で、そういったことをやっていくような意向があるかどうかということも含めて、児童養護施設のほうも聞いていきたいと思っています。どのぐらいの必要数があるのかというところを、少し皆さんの御意見を伺いたいところです。

続いて(2)に行きますが、いわゆる自立支援拠点の箇所数になります。今年度から法律が変わって法定事業になってきていて、それまではいわゆる予算事業として国がやってきたことであるのですが、法定事業になったことも含めて県としても実施を考えていると

ころになります。

来年度に向けまして、今1か所で実施できないかというところで、やっていただくところと予算確保の調整を今しているところでございます。ただ、1か所ではどうしても、先ほどのほかのセンターのお話でも出させてもらいましたが、長野県は県域が広いところもありまして、この広い県域をどのようにカバーしていくのかというところで、1か所ではなかなか厳しいところ、場所にもよるのかもしれませんが、難しからうというところで、できれば最低2か所、南北1か所ずつ、あるいは4か所、いわゆる4信、北信・東信・中信・南信それぞれ1か所ぐらいはあったほうがいいのかと考えているところです。その辺についても御意見をいただければと思います。

二つ同時に言ってしまいましたが、お願いできればと思います。

(上鹿渡分科会長)

ありがとうございます。では、4番、自立サポートについてということで、(1)(2)の説明があった点について御意見をいただければと思います。いかがでしょうか。

前島委員、お願いします。

(前島委員)

まず(1)の児童自立支援事業所のことですが、私も自立援助ホームから出てきたばかりですが、16歳から入って2～3年ぐらいいましたが、千曲市から長野市のほうに来て自立援助ホームに入っていて、一番苦だったのが仕事場が遠かったことで、正直こうやって増やしてほしいのもすごくあって、できれば市町村に1か所は欲しいと思っています。ほかの子たちも、松本から来ましたとか、佐久から来ましたという地元ではない子ばかりが来ていて、道も分からないし何がどこにあるかも分からないし、自立できるのかという一番難しいのかなという印象がありました。

増やすのもいいけれども、あとは職員さんが、いたところの職員さんはすごく積極的に動いてくれる方で、休みの日でも仕事場に来てとか送り迎えをしてくれたりとかする方だったので、でもそれは動かないというか、積極的な職員さんが入らなかったらどういう施設になるのかなというのもすごく気になるところです。

(2)の社会的養護の施設も、増やしてもいいと思うんですけども、設置して運用した後の取組方とか、ケアリーバーたちの使用方法とかをどうやって広めていくかというのも計画していったほうがいいのかというのがあります。以上です。

(上鹿渡分科会長)

ありがとうございます。最後のところは、最初の調査結果も入れれば、できても使わないとかそもそも分からないとかいう結果で使われないということもあるので、確かにそこは考えた上でつくっていく、場所もだけれども、どう知らせるかも非常に重要だなと思いました。

ほかにいかがでしょうか。

杉山委員、どうぞ。

(杉山委員)

手短に、すみません。うちの里子さんで、養護学校を卒業する子どもがおるんですが、お姉ちゃんも養護学校を出て、見学に行ったのが就業支援施設で、2年間その寮で、食事と就業のところへ行って給料をもらってきて、それで食事と部屋で大体5万円ぐらいを払って、あとは補助金でやっているNPO法人だと思うんですが、そこで2年間やると、次が障がい者のグループホームで、1軒の家を借りて3人か4人で暮らして、そこから会社へ行くということが障がい者の場合はあるんですね。

そういう仕組みが、里親さんも親の支援がなかなか受けられない方が多いので、就業支援施設というか、2年間ぐらいは食事つきの部屋つきで働きに行ってお自立を助ける。そしてもうちょっと2年間の後で、まだアパートで自立できない人はグループホームという、ファミリーホームとはちょっと違うので、成人の里子さんたちが1軒の家に住んで仕事に行く、それで食事と部屋を提供するというか、障がい者の方にはそういういい仕組みがあるなと思って感心して見てきました。参考意見です。

(上鹿渡分科会長)

ありがとうございます。意見ということでいただきました。

ほかにいかがでしょうか。

川瀬委員、どうぞ。

(川瀬副分科会長)

今、前島委員も言われたように、ニーズはともあると思うんですね。だけれどもあればいいということではないのも体験からも教えてもらって身につまされる思いです。たくさんケースを見てきたんだけど、今後里親推進やファミリーホームを増やすということは、児童養護施設をそのような活用の仕方に来る子どもたちも増えるということですね。これは事実だと私は思います。現実もあります。

そういったときに、施設の多機能化と高機能化と、逆に言えば里親推進を図る上でも、私はそういった自立に向けた支援というのは必要だと思っています。現在の平均の入所時の年齢というのはデータは出していないですが、中高生レベルにはもうなっているんですね。そうすると、言われたようにそこから人間関係をつくって社会につないでいくためには、どうしてもそこの道を細く狭いものではなくて、広く太く温かい道をつくる必要があると思っています、そこに児童養護施設としてどのように、数だけの問題ではなくて、(取り組むことができるか考えることが)必要かと。

みんなそこで生活した子どもたちも自分が育ったときにいた職員たちに見てほしいわけですが、スタッフとして。数が増えようがどこにしようが、この人に相談をしたい、この人と一緒に動きたいわけです。そこに対して我々がどのように支援ができるかというのは、難しい問題もはらんでいるんだけど、やっていかなければいけない問題だと思っています。

そういうものを、今委員としてお伝えはしつつも、具体的にどのようにしていったらいいかというところは、本当にこれは一つ一つ確実にやっていかないといけない問題かと思っています。18歳成人の問題もあるし、あるいは今言ったような障がいのあるグループとの

契約の問題とかいろいろな問題が絡んでくるので、丁寧に進んでいかなければいけないかと思えます。

でもニーズがあることは自分としても重々分かっているの、何とかしてあげたいなと思えます。以上です。

(上鹿渡分科会長)

ありがとうございました。ほかはいかがでしょうか。よろしいですか。

なければ、一応その他事項もありますので、そちらに進みたいと思えます。

あと、これはかなり量がありますので、実際の内容が書き込まれた分厚い部分もまた見ていただいて、御意見があれば後ほど事務局に意見をいただければ、またそれも基に検討して下さるということでしたので、事務局にご連絡をいただけたらと思えます。

一応その他のところも行きたいと思えます。その他御審議いただきたいことの、今、川瀬委員からあったところのつながりで、4の「施設が地域の中で進化していくために取り組むこと」もとても大事な部分ですので、まずここから入って、あとほかの部分も時間があれば行きたいと思えます。これも説明をいただいていた方がいいでしょうか。

(筒井係長)

先ほど代替養育が必要な子どもの数の見込みを少しお出ししたところですが、どうしても少子化が進んでいる中で、さらにそういった中で代替養育が必要な子どもの数も減っていくだろうという見込みを今持っています。その上で、さらに里親・ファミリーホームに委託を進めていきたいと思いますという話になっていくとなると、どうしても施設入所児童というのは減っていくのは明らかであると見ております。

そういった中で、施設がどういうふうに変わっていただかないかというところではあると思うんですが、ケアニーズの高い子どもの施設ケアであったり、市町村の家庭支援事業、こういったものを受けていくということで、ここで多機能化や機能転換を進めていく必要はやはりあるだろうと考えております。

また、地域懇談会等もやっていく中で、地域ケアのニーズや資源量といったものも共有しながら、くどい言い方で進化という言い方をしていますけれども、進化していくような取組をまた考えていきたいという方向で、目標値も、また施設の実情等もお聞きしながら考えていくことにはなっているんですが、御意見としていただきたいのは、一つはグループホーム化、これをどこまで進めるのがいいのか。ユニット化されている施設が今大半にはなっているんですが、小規模化はある程度できている中で、さらに小規模かつ地域分散化というものをどこまで進めていくかというところが一つあります。

あともう一つ、策定要領でもどうしても曖昧にされているんですが、高機能化とは何かというところ、この辺について皆さんがどういうふうにお考えかというところで御意見をいただければということをお願いしたいと思っております。以上です。

(上鹿渡分科会長)

ありがとうございます。いかがでしょうか。御審議いただきたいことは4の二つの事項です。御意見はありますか。

武捨委員、どうぞ。

(武捨委員)

高機能化、多機能化という考え方、定義も含めてですが、要は、今、私が児童養護施設を見ていて考えていることは、今、筒井さんがおっしゃったようにケアニーズの高い子どもの支援ができる力をつけるということが一つあります。もう一つは、地域に住む在宅の子どもたちの必要な支援ができる、この二つを柱に私としては考えて、令和7年度以降、5か年のビジョンを策定しているんですけども、その中には自立援助ホームももちろん入れてあります。

ただ、施設の高機能化、多機能化という話の中で、先ほどの令和11年度の数値目標で、参考ですけども、施設が合計で194と、しかも学齢期以降の155名で施設数で割っていきますと1施設11人にしかありません。194で割っても1施設約14人。つまり、もう既に地域小規模なり、私のところもやっているの、これが定員が5人、マックスで6人という考え方でいきますと、あと地域小規模なりを二つか三つつくれば、施設の本体が要らなくなってしまう。

ちょっと待ってくださいと。施設の本体がないということは、ホームだけができればいいということでもかなり私は問題があると。つまり、いわゆる本体の求められている役割や機能が、もうそのサイズになってしまうとほぼ持てないと考えられると。

そういうことも含めて、これから5年後のゴールをどういう形でどういうサイズで決めていくかということ、今私にとって非常に頭の使いどころです。そういう意味で、多機能化ということも併せて考えるのであれば、やはり施設が児童養護施設として本体的な機能をちゃんと担保した上で、どれだけ小規模ができるかということは考えなくてははいけない。

もう一つ、これは疑問ですが、ファミリーホームと地域小規模施設は何が違いますかと。サイズのにはほぼ同じですね、5～6人ですから。ファミリーホームは基本里親さんが一つの家族が運営するところ、地域小規模は施設の職員がそこに入って、今私のところは5人の定員ですけども、そこにマックス常勤4人と非常勤プラス1人ということをやっています。何が違いますかと。

つまり、里親さんがやっているか施設の職員がそこで入って支援をしているかという違いだけしかないと思っています。

(宮川委員)

ほかの方が言っていたのをそのまま言うんですけども、ファミリーホームと小規模の違いは、私物の量が違うと言っていました。そのものが傷ついたりなくなったりしたときのダメージと、それをまた元に戻すときの能力というか労力というか、心の部分を含めての違いがあると聞いたことがあります。

やはり小規模だと職員の方が通勤してきて私物はロッカーにしまう。一方里親だと働いて帰ってきて私物にカギをかけたりはしない。そういう違いがあると聞いたことがあります。

(武捨委員)

まあそうですね。ファミリーホームの最初の頃は、趣旨の中には、施設の指導員であった人が開設する道もありますよという言い方をしていた、今もそうかどうかは分かりませんが、家族としてやるか、つまり里親として職員としてやるかの違いは大きな違いだと思うんですね。

(井口課長補佐)

今、宮川さんから御意見があったんですが、最後、武捨委員のほうで御自分でおっしゃっていただいたんですが、言葉でいえば家庭養護か家庭的養護かの、「的」がつくかつかないかの違いですが、やはりそこが圧倒的に違いとしては大きいだろうと思います。養育者の生活の中で養育が行われるというところと、職員の交代勤務もあったり、それは仕方ない話ですが、異動があったりという違いの、「的」がつくかつかないかというのは、一つの区切りとしては大きな区切りだと理解をしているところではあります。

(武捨委員)

これはパーマネンシー保障とも関連してくるので、5年のゴールをどう持っていけるか本当に悩ましい、今、私がちょっと話をしたとおりに、逆にこの委員会ではなくていろいろな意見を私は聞きたいぐらいです。

(上鹿渡分科会長)

ありがとうございます。ファミリーホームと小規模の違いは、やはり一緒にいる大人がそこに住んでいるかどうかだと思います。家族が自分の家に子どもを迎えているのか、職員の方は自分の家に帰っていくのか、そこが一番子どもからすれば大きな違いかと思えます。外見は一緒に見えますが、年齢層もちょっと違っていたりいろいろあるかと思えますし、家だからこそ、里親さんはいろいろな面を見せると思うんですね。家なのでいろいろなものが見えてしまうというか、そういうのが見せられるというのは家だからこそ、当然こういうことが起こるんだなみたいな話があって、そういうちょっとしたところの差が、子どもにとって当たり前前の経験の有無として結構大きな差として出てくるかもしれないなと思っています。

あと、この施設の「進化」という言葉はなかなかいいなと思いました。しかもその定義までちゃんと教えてくださって、環境に合わせて、「生き残っていく」という言葉も出ていましたけれども、本当に生き残ってほしいと思います。新たな状況、ニーズに合わせて残って欲しいです。消えてほしくないと思っています。その意味では長野県は施設がたくさんあって、それでこれまでは施設ケアを中心に子どもたちと家族を支えてきたのですが、状況が変わって子どもたちに必要な形はこれまでとは異なるということが出てきて、それに合わせて変わっていただくことで、それぞれの地域でまた活躍していただくことができると思います。今回の計画策定でその可能性が見えると思います。今回の計画で、15箇所の児童家庭センターとか、10か所の里親支援センターはほかの県ではあり得ない水準の数値目標を示してもらえたら、そういう枠が使えるのであれば、施設がそれに合わせてどう変わっていくか。市町村とのやり取り、親と一緒に育てる、市町村から委

託を受けるところがどんどん大きくなっていくと思います。

特に私は児童育成支援拠点事業、これが施設の本当の意味での進化の大事な形の一つではないかと思っています。実はこれを施設の高機能化と言ってもよいのではないかとも思います。多機能化と高機能化は実は結構微妙で、「高機能化とは何か」のような、施設ケアを生かしその部分の専門性を高め専門職をもっと配置して対応の難し子供に応じられるようになることが高機能化ではないかと私も考えてきました。しかし施設がやってきたことの本質は、子どもたちにとって最善を保障する場でありたい、子どもと一緒にいられるような場・人になりたいと思っていたのだとしたら、施設ケアを絶対に残さなければならないという発想とは違うところに行くのかなと思います。

施設が今までやれていること、施設がこれまでやってきた経験や地域で積み上げてきた信頼とか、そういったものを最大限に生かすとしたら、児童育成支援拠点事業に取り組むのが良いのではないかと思います。地域で育つ子どもと家族のニーズを満たし、施設がこれまでやってきたことがそのまま生かして、子どもたちが一番求めている家族と一緒にい続けることや親子分離後に家に戻っていくことを支援できます。ほかにも方法ではできないことだと思います。NPOとか里親支援センターではすぐには難しいと思います。やはりこれまでずっと子どもと夜も一緒にいて大変なところも一緒に過ごしてきた施設だからこそできるような事業だと思います。国のほうからも進めるよう話はきていると思いますが、全国的には全然まだ広がっていないようです。関心を持ってくれる自治体は出てきています。これをぜひ施設の進化の一つの形として取り組んでいただけたらと思います。

このような子どもの居場所をもっといっぱい要ると思います。子どもの居場所はいろいろありますけれども、その中でさらに困っている子どもたちがいると思います。そのような子どもたち、また要対協で心配な子どもたちを、児童育成支援拠点（高機能化した居場所）でしっかり見ていくということが、もしうまくつくれたら、それは施設の進化という形として捉えても良いのではないかと思います。

施設の高機能化については、実は先進的な福岡市とか大分県でも、これをどう進めたら良いのか悩んでいます。研究所でモデル自治体プロジェクトとして取り組んでいて、そこでも今年それをテーマにした話合いをしましたけれども、ニーズがかなり複雑でケアするのが難しい子どもたちを施設ケアで対応できるようにすることだけが高機能化ではないのかもしれないという話も出てきました。

もしかしたら医療機関、児童精神科医療の中で対応すべき子どもたちをこっちでやっているだけかもしれないし、本来施設は生活の場で地域でやれる中で、一番いいところは何だろうと考えてもらったときに、施設ケアだけで、施設の中だけで対応するというのではない方向が考えられるのではないかと考えています。

今日いただいた長野県の計画からすると、前向きな将来に向けていろいろなことが考えられます。前半5年とは全く違う計画を施設の方々も一緒に描けるんじゃないかとも思います。今回も市町村の方も入っていただいていますし、そちらからのニーズが分かって、施設側がそれに対応できるというものを合わせていくような場も設定されています。若者委員も入ってくれていて、この方がいいのではないかといいことも言っていただけるといいと思いますので、そのようなやりとりの中で長野県らしい新しいものをつくれたらいいなと本当に思います。

それで初めて自殺とか、子ども全体の困っていることがようやく少し改善に向かうんじゃないかなと、その突破口がここでやっているような計画になっていくと思います。すみません、長くなりましたが、これはずっと思っていたことで、最近いろいろなところでも言っているのですが、今日長野県のいろいろな計画を見ていて、ここでできるんじゃないかなと本当に希望を持ちましたので、最後に申し上げました。

時間になっているのですが、一つだけ、2の「こどもの思いや意見をきいて、おとながそれにこたえること」というところで、ここだけ御意見があれば聞いてと思います。これは目標の一番に挙げられているところにも関わってくるところですが。これはいかがですか。メモのほうだと、その他御審議の1番に入っていて、そういった指標で見えていくということですが、これが達成されているかどうかというのは非常に大事な部分になると思うんですが。このあたり、何か御意見があればと思いますが、これは若者委員や青木委員など、もし思うところがあればいただけたらと思っていますところ。

渡部委員、お願いします。

(渡部委員)

私が施設にいたときにも意見箱というようなものはずっとあったんですけども、意見箱に意見を入れてもそれが反映されているのかどうかとか、その意見を聞いてもらっているのかどうかというバックアップ的なものはあまり感じられなくて、ただただ意見を入れているだけみたいな状態だったので、みんなだんだん入れなくなったりしてというのが、私がいた当時の現状はそうでした。

今がどうか分からないですが、ささいなこと、ふざけたようなことを入れる子どももいると思うんですけども、小さなことにも対応していくと、もしかしたらそれを誠意というか、ちゃんと受け取って、本当の悩みを言う子どもも増えてくるんじゃないかなと思うので、ちゃんとバックアップみたいなものは子どもにも分かるようにしてほしいなと思いました。

(上鹿渡分科会長)

ありがとうございます。すごく大事な点で、そういう意見箱を置いたらいいとか、窓口が全部にできましたということ的成果として終わってしまうことが確かにあります。これに対しては、子どもの満足度とか、これは計画策定要領の中にも実は入っている評価項目だと思います。ただなかなか取りにくかったりするので、実際には使われない可能性があります。でも今の意見からすると、子どもの側がこのシステムに期待するようになったとか、すぐには変わらないかもしれないけれどもちゃんと聞いてくれていて、駄目な理由が分かったとか、いつまでは難しいとか、せめてそのぐらいの見通しを子どもが持てるような状況が整備される必要があると思います。これは例えば大人であれば、スーパーなので大人の客が意見を示したら、必ず何らかの返事を返さないとさらにクレームが来てしまうので、スーパーなどでもやっている当然の対応が、子どもの意見箱についても必要です。設置した以上、それが子どもにどう捉えられているかということを確認するようなことがもしできれば、それは非常に良い指標になるのではないかと思います。

ほかはいかがでしょう。

青木委員、お願いします。

(青木委員)

二つ目のポツの「数値の積算において、乳幼児を含めた「すべて」とするかといった課題もある」については、この事業が特に年齢で線引きをして子どもを絞るということは恐らく想定はしていないと思うので、意見の聴取といっても、非言語的な部分での意見の聴取もあり得ると思いますし、幼児もある程度の年齢であれば自分の意見というものを持っていると思うので、年齢で線を引くというのは適切ではないのかなと。

実際のところを考えると、乳児はかなり厳しいのかなと思いますが、では何歳で線を引くのかというのはまた難しいので、これは子ども全体を対象にと考えてもいいのかなと思いました。

それから評価指標の中で「利用可能な」という点については、確かに曖昧で分かりづらい指標だと思うので、これについては、意味合いとしては使おうと思えば使える状態にある点にあるかと思しますので、そうだとすると、事業の環境の整備、体制の整備だとか、意見表明支援員さんの確保だとか、そういったことも指標に持ってきたほうがいいのかないかと思いました。

(上鹿渡分科会長)

ありがとうございます。貴重な御意見です。これもまた参考にこのあたりを考えていただけたらと思います。

すみません、時間が過ぎておりますので、その他事項はまだありますが、この中で御意見したいことがあれば、また事務局に送っていただくことでいいですか。メールで御意見をいただいてまた検討いただき、次回に反映させたもので検討する機会があるかと思いません。

それでは時間を過ぎてしまったのですが、本日の予定議題は全て終了しました。御協力ありがとうございました。

4 その他

(上鹿渡分科会長)

それでは最後に4のその他について、事務局から説明がありましたらお願いいたします。

(井口課長補佐)

ありません。

(上鹿渡分科会長)

ありがとうございます。

それでは、本日の審議はこれで終了となりました。事務局に進行をお返しいたします。

(井口課長補佐)

上鹿渡分科会長、それから委員の皆様、本日は貴重な御意見をそれぞれお出しいただきまして誠にありがとうございました。

第3回目の分科会の開催でございますけれども、11月中旬から下旬での開催を今のところ想定をしております、別途委員の皆様と調整をさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

5 閉 会

(井口課長補佐)

以上をもちまして、本日の分科会は終了とさせていただきます。長時間にわたりましてお疲れさまでございました。ありがとうございました。

(一同)

ありがとうございました。

(了)